

真室川町子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

山 形 県 真 室 川 町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	3
4. ニーズ調査の実施	3
第2章 真室川町の子ども・子育てを取り巻く現状	9
1. 人口・世帯数の推移	9
2. 出生の動向	13
3. 婚姻・離婚の状況	15
4. 就労の状況	17
5. 教育・保育施設の状況	20
6. 地域の子育て支援の状況	22
7. 次世代育成支援後期計画の評価	24
第3章 計画の基本的な考え方	31
1. 基本理念	31
2. 施策の基本的な方向性	32
3. 基本目標	34
4. 施策体系	34
第4章 施策の展開	35
1. 地域における子育て支援	35
2. 母と子の健康を守る環境づくり	45
3. 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり	47
4. 子育てを支援する生活環境づくり	48
第5章 子ども・子育て支援事業	54
1. 教育・保育提供区域の設定	54
2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	54
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	56
4. 教育・保育の一体的提供の推進	60
第6章 放課後子どもプランに基づく真室川町行動計画	61
1. 計画策定の背景と趣旨	61
2. 計画の位置づけ	61
3. 計画の期間	61
4. 現状と確保事業量	62
5. 児童の安全・安心な居場所の環境整備	63
6. 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携	63
第7章 計画の推進	64
1. 計画の推進体制及び進捗管理	64
2. 計画の周知及び広報活動	64

○資料 真室川町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査、計画の策定体制など

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

現在、我が国では出生率の低下に伴い少子化が進んでいます。

我が国の合計特殊出生率^(※1)は、平成17年に1.26と過去最低を記録し、その後微増傾向であるものの、欧米諸国と比較するとなお低い水準にとどまっており、平成24年は1.41となっています。

子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、保育所に子どもを預けたいと考えていても、希望する保育所が満員であること等から、多くの待機児童が生じていることや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっています。

こうした状況の中で、子どもが欲しいという希望を叶えられない人も多いのが現状です。もとより、幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要とされています。

これらの課題に対処し、子どもが欲しいという希望が叶い、子育てをしやすい社会にしていくためにも、国や地域を挙げて、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められています。

こうした社会の要請を受けて、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法^(※2)」が制定されました。この「子ども・子育て関連3法」に基づく、子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）が創設されました。

新制度の主なポイントは以下の3点になります。

一点目は、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共有の給付である「施設型給付」及び小規模保育、家庭的保育等への給付である「地域型保育給付」の創設が挙げられます。これまで、幼稚園、保育所に対する財政措置は学校教育の体系、福祉の体系として別々になされてきましたが、新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付である「施設型給付」を創設し、財政支援を一本化することとされています。

また、新たな給付である「地域型保育給付」を創設し、6人以上19人以下の子どもを預かる「小規模保育」、5人以下の子どもを預かる「家庭的保育（保育ママ）」や子どもの居宅において保育を行う「居宅訪問型保育」、従業員の子どものほか地域の子どもを保育する「事業所内保育」の4つの事業について財政支援の対象とすることとされました。市町村は、認可施設・事業に対し、施設等の利用定員を定めるなどの「確認」を行い、給付を実施することとなります。

二点目は、認定こども園制度の改善が挙げられます。認定こども園は、保護者の就労状況等に

^{※1} 合計特殊出生率とは、その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

^{※2} 子ども・子育て関連3法とは、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をいう。

関わらず、そのニーズに合わせて子どもを受け入れ、幼児期の学校教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設という位置づけです。今回の制度改正では、二重行政の課題などを解消し、その設置の促進を図ることとされています。また、財政措置についても、「幼保連携型」以外の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」を含む4類型すべてが「施設型給付」の対象となります。

三点目は、地域の子ども・子育て支援の充実が挙げられます。保育が必要な子どものいる家庭だけでなく、全ての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、市町村は事業計画の策定が義務化されています。

新制度は、これらの取り組みにより、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、子育てがしやすい社会を実現することを目的としています。

これまで本町でも少子化対策として、平成15年7月制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年3月に「真室川町次世代育成支援行動計画（前期計画）」を、平成22年3月に「真室川町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。計画では、「安心して子どもを産み、子育てに夢をもてる町づくり」を基本理念に、4つの視点に基づき、子育て支援に関わる総合的な施策の推進に努めてきました。

今後も、これまでの取り組みの成果を継承しながら、新たな計画となる「真室川町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、一人ひとりの子どもが、健やかに成長することができる社会の実現を目指していきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づいた法定計画として策定するものです。

本計画の策定にあたっては、「人と地域と自然が輝く協働のまちづくり」を基本理念とした、「第5次真室川町総合計画」を始め関連する個別計画と調和を図りながら策定するものです。

そして、本計画は、本町の地域の実情に即した子育て支援を総合的かつ具体的に推進するための指針として位置づけるものです。

3. 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法の定めにより、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

【計画期間】

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第5次真室川町総合計画（平成23年度～平成32年度） ～「人と地域と自然が輝く協働のまちづくり」～										
真室川町次世代育成支援行動計画（後期計画） （平成22年度～平成26年度）										
						真室川町子ども・子育て支援事業計画 （平成27年度～平成31年度）				

4. ニーズ調査の実施

(1) 調査の概要

本計画策定の基礎資料とするため、平成 25 年 11 月に「真室川町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」を実施しました。

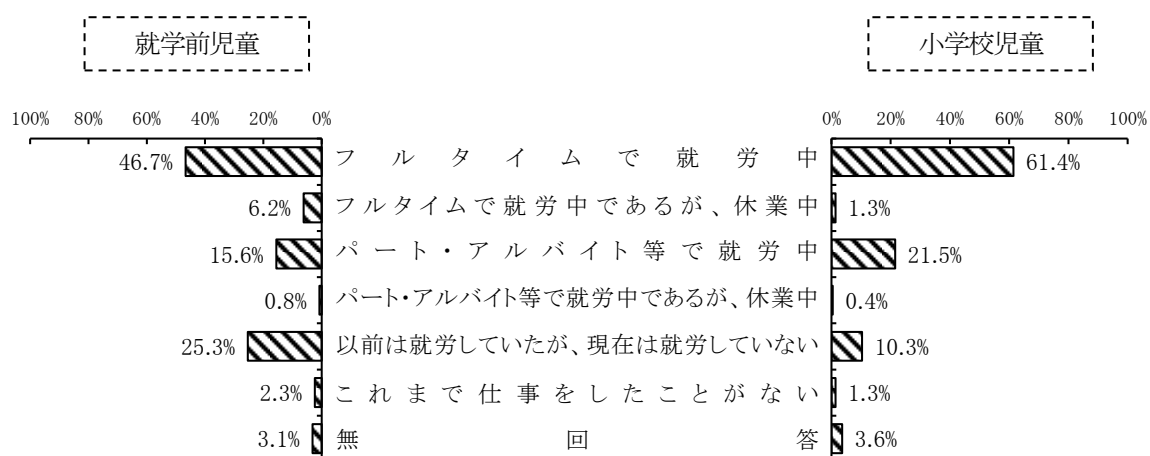
ニーズ調査により、子育て家庭の現状と教育・保育及び地域の子育て支援に対するニーズ量（現在の利用状況と今後の利用希望）を把握しました。

【調査の概要】

対 象 者	就学前児童の保護者	小学校児童の保護者
配 布 数	328 名	248 名
回 収 数	258 名	226 名
回 収 率	78.7%	91.1%
調査方法	保育所・こども園を通じた配布・回収及び郵送による配布・回収	小学校を通じた配布・回収
調査時間	平成 25 年 11 月 15 日～11 月 29 日	

(2) ニーズ調査結果の概要

○母親の就労状況

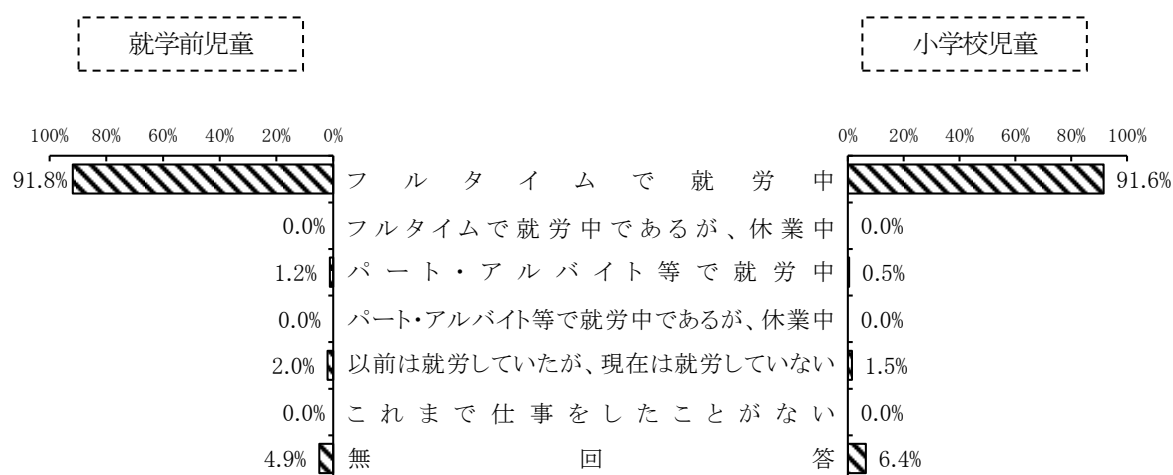


(単一回答)

就学前児童の母親の就労状況は、「フルタイムで就労中」が46.7%と最も多く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が25.3%となっています。

小学校児童の母親でも、「フルタイムで就労中」が61.4%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労中」が21.5%となっています。

○父親の就労状況

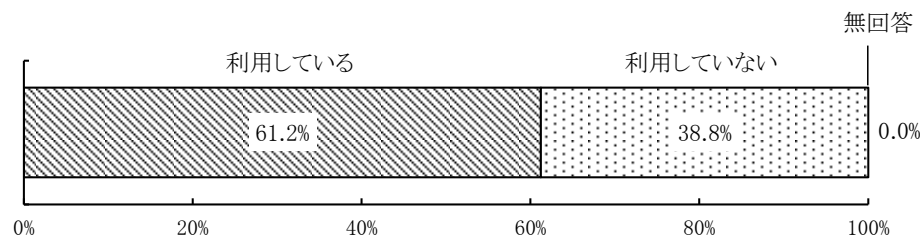


(単一回答)

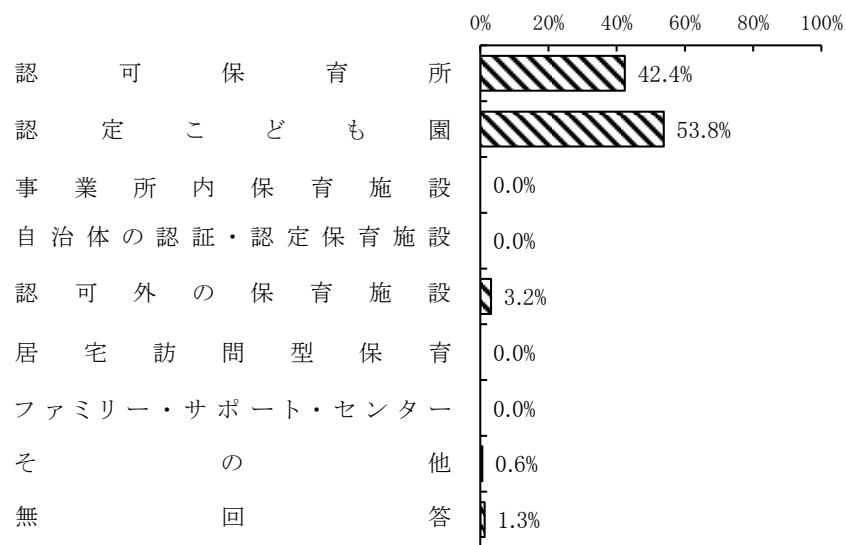
父親の就労状況は、就学前児童・小学校児童のいずれも「フルタイムで就労中」が最も多くなっています。

○平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

(単一回答)



○平日に利用している定期的な教育・保育事業

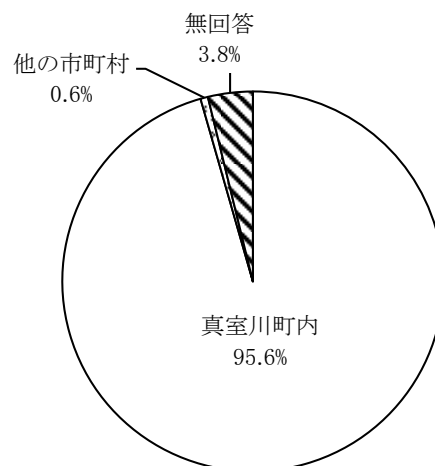


(複数回答)

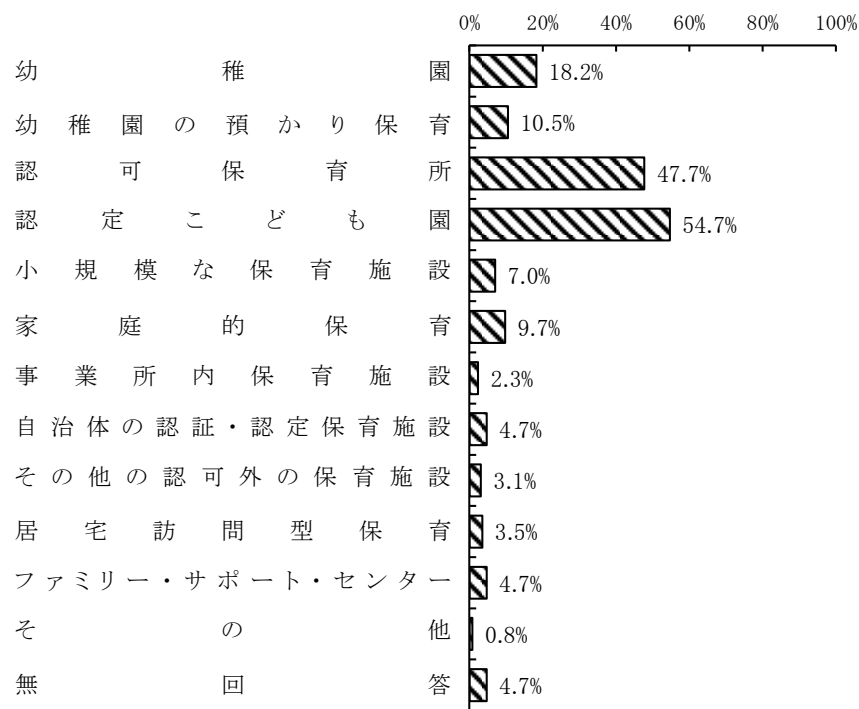
「平日の定期的な教育・保育事業」の利用は61.2%で、そのうち「認定こども園」及び「認可保育所」の利用が高くなっています。

○現在利用している教育・保育事業の場所

(単一回答)



○現在の利用の有無にかかわらず、平日に利用したい定期的な教育・保育事業

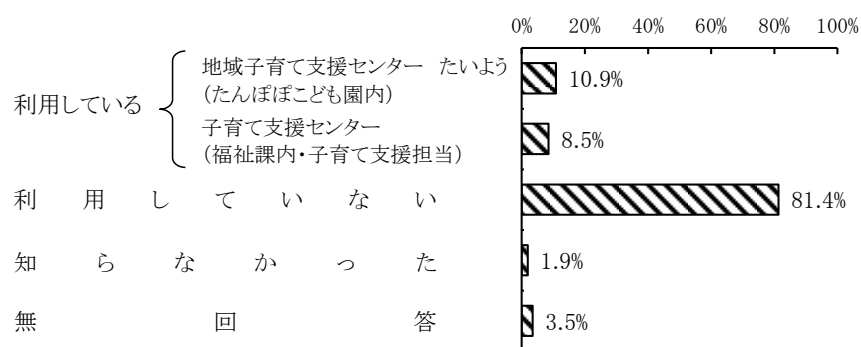


(複数回答)

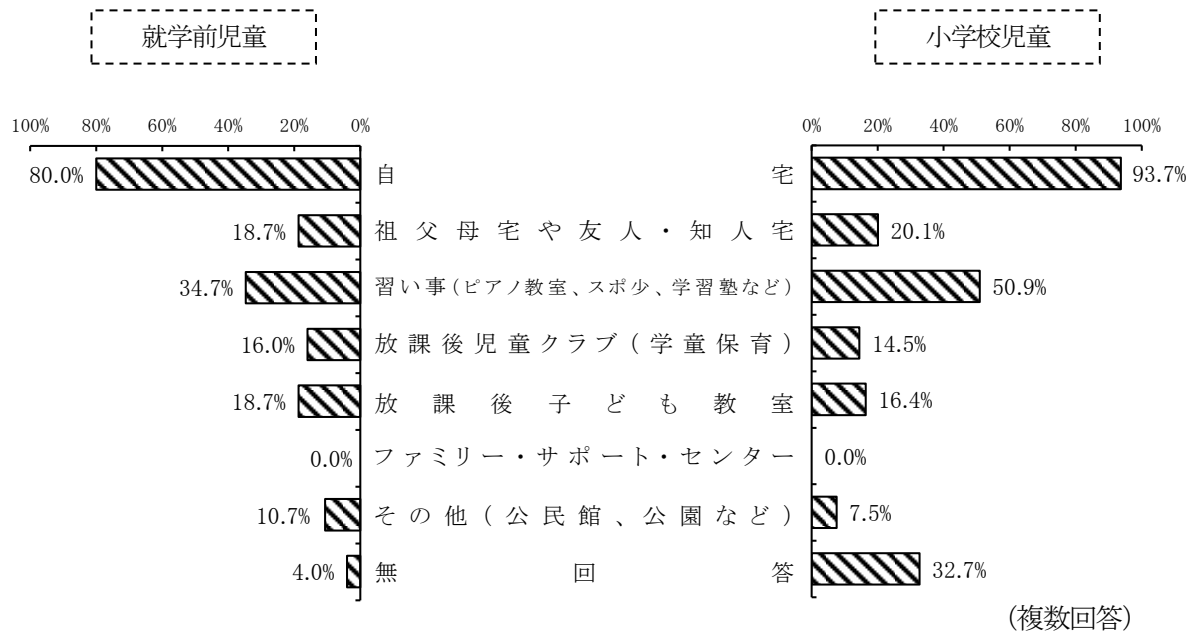
「平日に利用したい定期的な教育・保育事業」は、「認定こども園」が54.7%と最も多く、次いで「認可保育所」47.7%、「幼稚園」18.2%、「幼稚園の預かり保育」10.5%の順となっています。

○地域子育て支援拠点事業の利用状況

(複数回答)

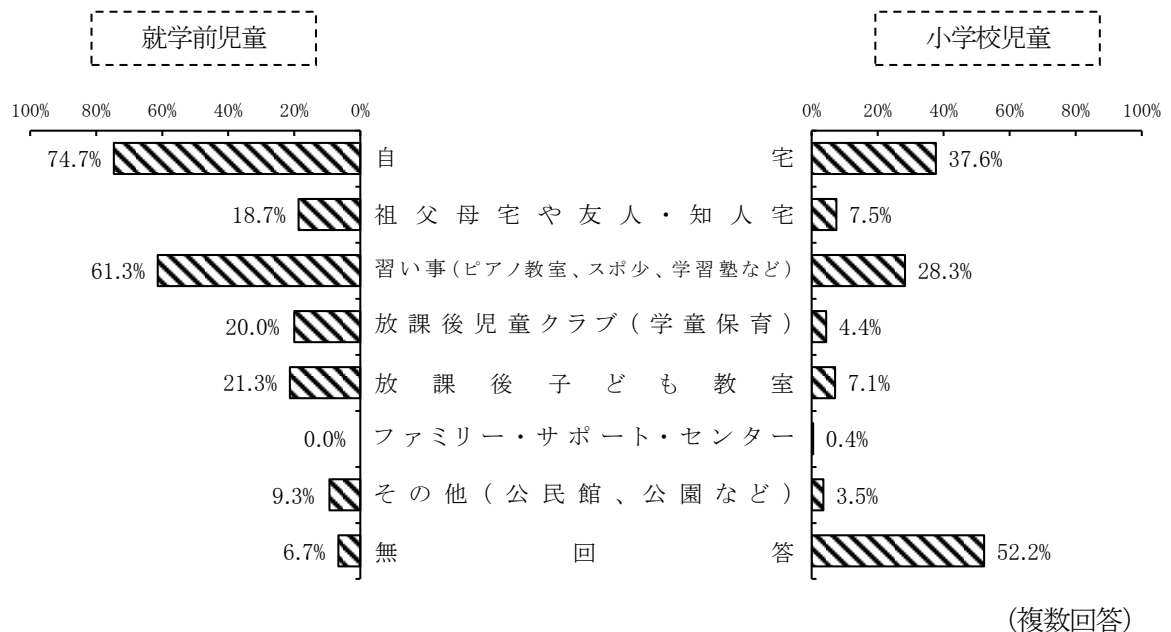


○放課後の時間を過ごさせたい場所（小学校1～3年生時）



「放課後の時間を過ごさせたい場所（小学校低学年時）」は、就学前児童、小学校児童のいずれも「自宅」が最も多く、次いで多いのは、「習い事」、「祖父母宅や友人・知人宅」、「放課後こども教室」の順となっています。

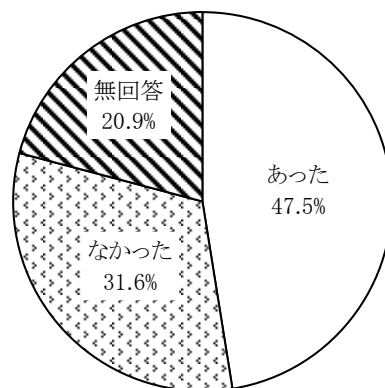
○放課後の時間を過ごさせたい場所（小学校4～6年生時）



「放課後の時間を過ごさせたい場所（小学校高学年時）」は、低学年時と同様に就学前児童、小学校児童のいずれも「自宅」が最も多く、就学前児童では、次いで「習い事」が61.3%、「放課後子ども教室」21.3%の順となっており、小学校児童では、次いで「習い事」が28.3%、「祖父母宅や友人・知人宅」7.5%の順となっています。

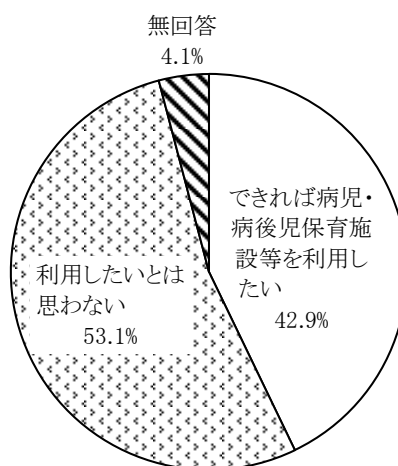
○病気やケガで通常の事業が利用できなかった状況

(単一回答)

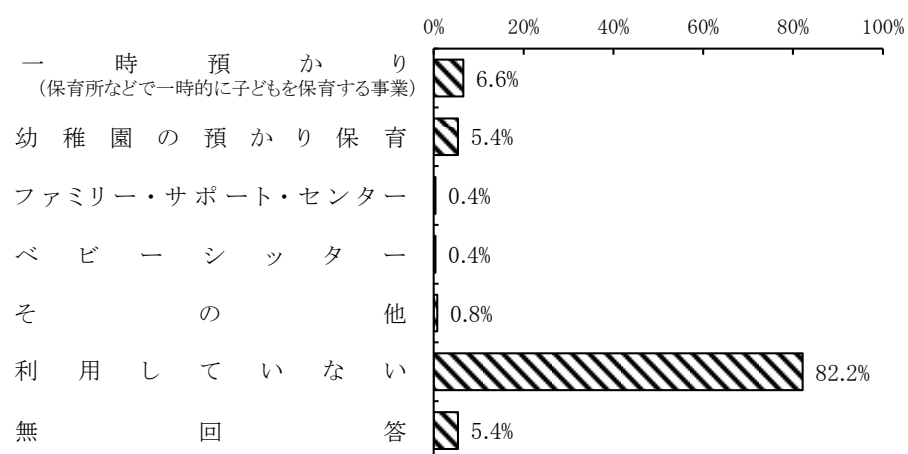


○病気やケガの時の保育施設等の利用希望

(単一回答)



○私用等の目的で利用している不定期の教育・保育事業



(複数回答)

「私用等の目的で利用している不定期の教育・保育事業」では、利用している事業が多いのは「一時預かり」6.6%、「幼稚園の預かり保育」5.4%ですが、82.2%が「利用していない」となっています。

第2章 真室川町の子ども・子育てを取り巻く現状

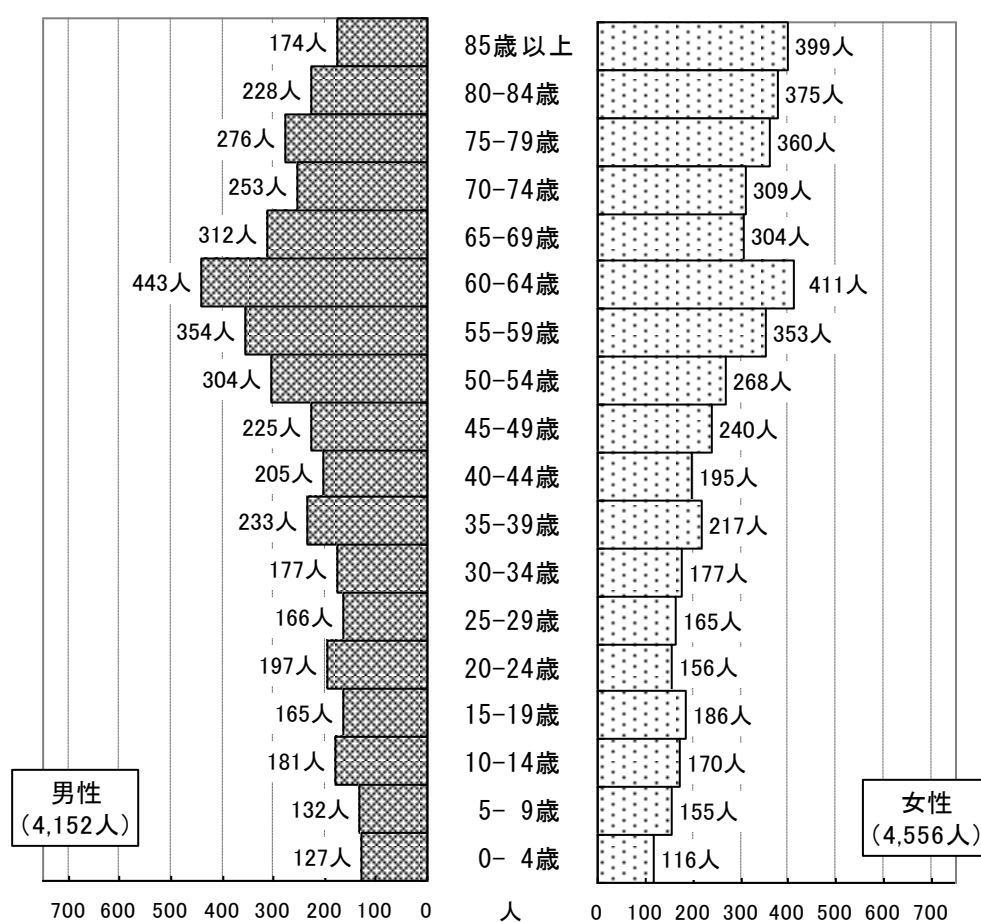
1. 人口・世帯数の推移

(1) 人口構造

平成26年4月の現在の人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく将来の人口減少が予測される「つぼ型」となっています。

現状では、昭和22年～24年生まれの「団塊の世代（戦後の第一次ベビーブーム世代）」が65歳以上となり、高齢者が増加しています。

その一方では、年少人口が少なく、特に0～4歳層が極端に少なくなっています。



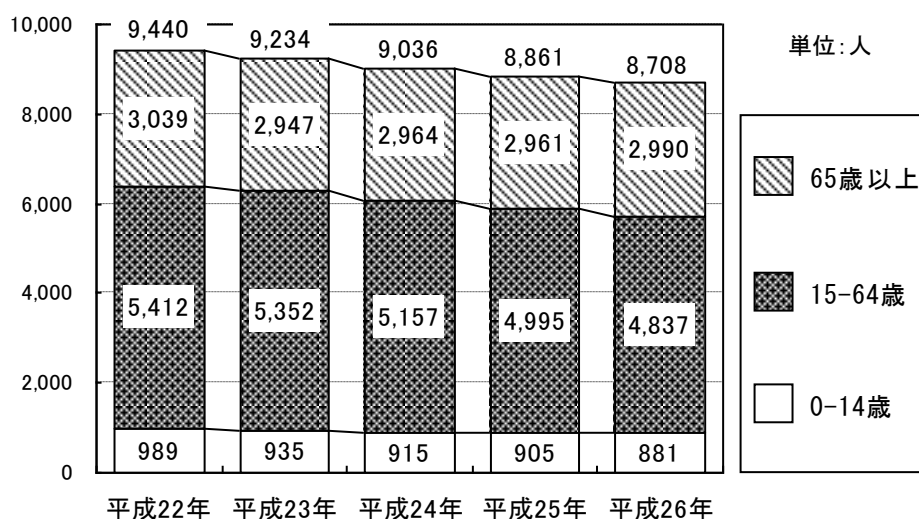
資料：住民基本台帳（平成26年4月1日現在）

(2) 人口推移

①年齢3区分人口

本町の人口は、平成22年から平成26年の5年間で700人余り減少し、平成26年4月1日現在の人口は8,708人となっています。

年齢3区分人口をみると、「0-14歳」及び「15-64歳」において減少傾向で推移していますが、「65歳以上」は、平成23年以降は増加傾向で推移しています。

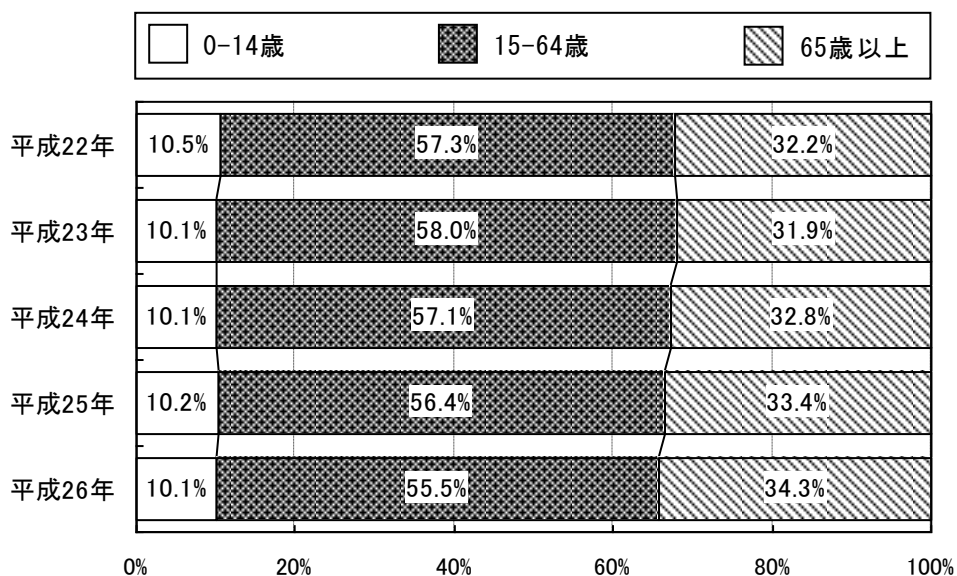


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

②人口構成比

年齢3区分人口構成では、年少人口（0-14歳）は1割程度で推移し、生産年齢人口（15-64歳）の割合は減少傾向で推移していますが、高齢者人口（65歳以上）の割合が増加傾向にあることから、少子高齢化の進行がうかがえます。

平成26年4月1日現在では、年少人口10.1%、生産年齢人口55.5%、高齢者人口34.3%となっています。

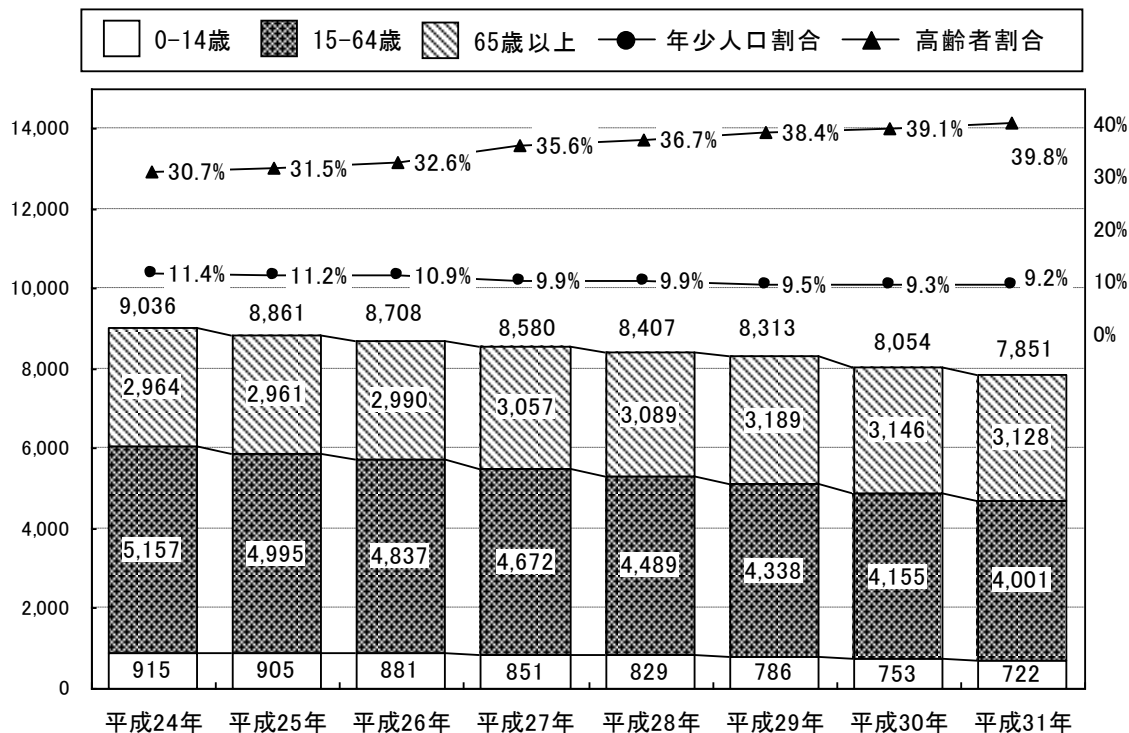


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(3) 人口推計

本町の平成22年から平成26年の住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法により推計したところ、総人口は減少傾向で推移し、平成31年には7,851人となりました。

年少人口（0-14歳）の割合は微減傾向で推移し、高齢者人口（65歳以上）の割合は増加傾向で推移するものと見込まれます。



※平成26年は住民基本台帳に基づく実績値。平成27年以降が推計値。

(4) 世帯数

総人口と同様に世帯数も減少傾向で推移しており、平成22年の一般世帯数は2,623世帯となっています。

一方、核家族世帯や単独世帯が増加傾向にあり、平成22年度における核家族世帯の一般世帯に占める割合は、41.9%となっています。

また、6歳未満親族のいる世帯数と18歳未満親族のいる世帯数は減少傾向にあり、平成22年の世帯数は、平成12年と比べ6歳未満親族のいる世帯数ではマイナス109世帯、18歳未満親族のいる世帯数ではマイナス306世帯となっています。

◆世帯数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数	2,808 世帯	2,742 世帯	2,623 世帯
核家族世帯数 (対一般世帯数比)	1,105 世帯 39.4%	1,120 世帯 40.8%	1,099 世帯 41.9%
その他の親族世帯 (対一般世帯数比)	1,407 世帯 50.1%	1,290 世帯 47.0%	1,140 世帯 43.5%
非親族世帯 (対一般世帯数比)	3 世帯 0.1%	4 世帯 0.1%	16 世帯 0.6%
単独世帯数 (対一般世帯数比)	293 世帯 10.4%	328 世帯 12.0%	368 世帯 14.0%

資料：国勢調査

◆児童のいる世帯の状況

	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数	2,808 世帯	2,742 世帯	2,623 世帯
一般世帯人員	10,482 人	9,859 人	8,941 人
親族人員	10,486 人	9,847 人	- 人
6歳未満親族のいる一般世帯			
世帯数	346 世帯	299 世帯	237 世帯
世帯人員	1,976 人	1,750 人	1,401 人
6歳未満親族人員	455 人	407 人	317 人
18歳未満親族のいる一般世帯			
世帯数	1,026 世帯	892 世帯	720 世帯
世帯人員	5,678 人	4,895 人	3,857 人
18歳未満親族人員	1,939 人	1,610 人	1,186 人

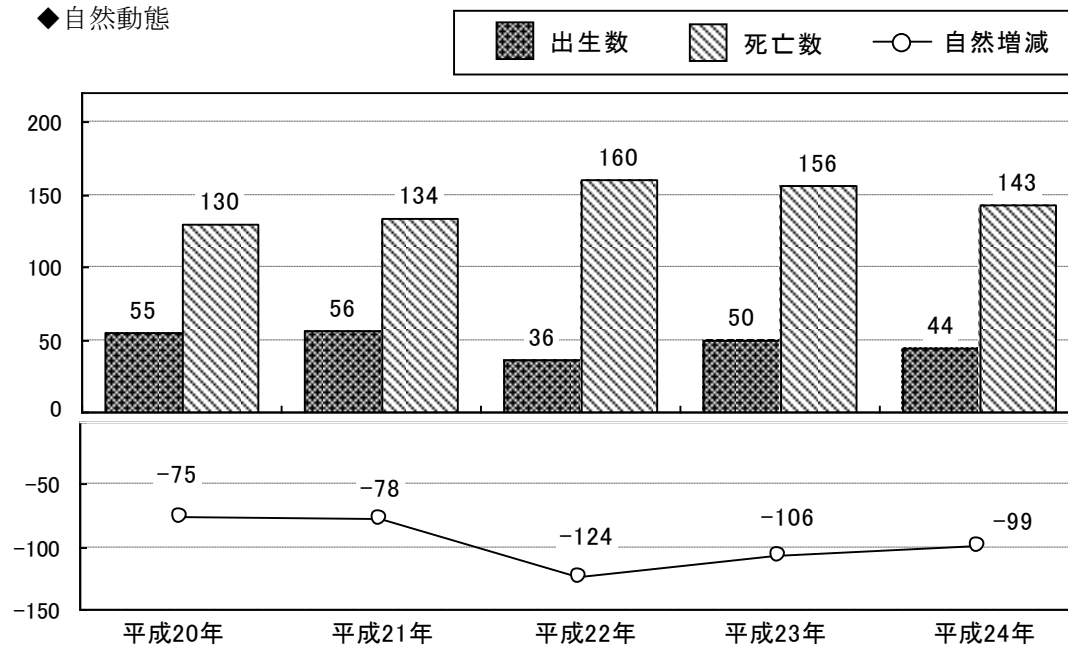
資料：国勢調査

2. 出生の動向

(1) 自然動態

出生数と死亡数の推移では、いずれの年も死亡数が出生数を上回っており、平成 24 年度における自然増減はマイナス 99 人となっています。

◆ 自然動態

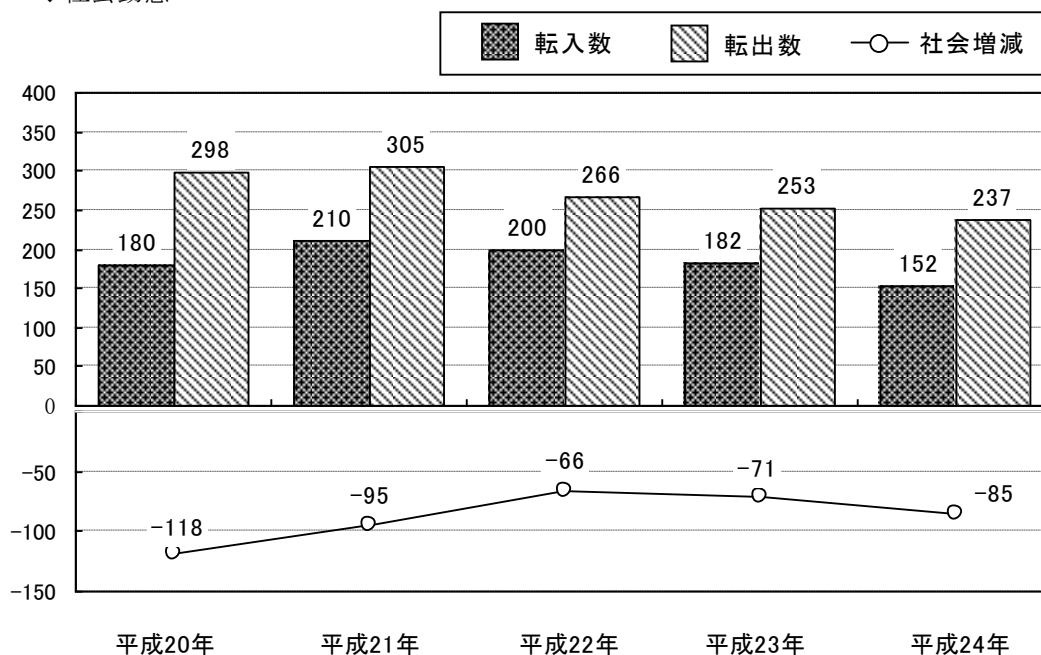


資料：保健福祉統計年報

(2) 社会動態

転入者と転出者の推移では、いずれの年も転出者が転入者を上回り、平成 24 年における社会増減はマイナス 85 人となっています。

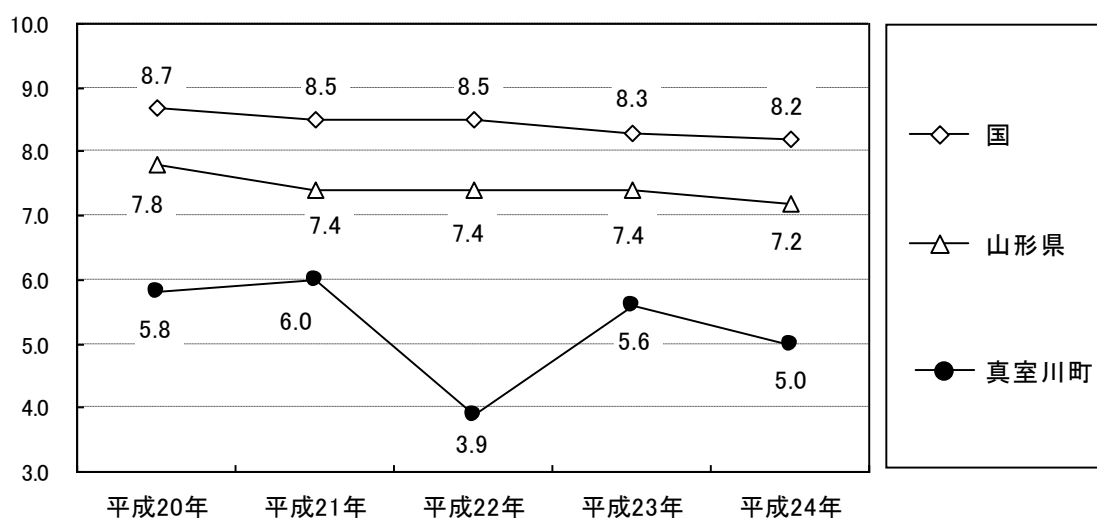
◆ 社会動態



※各前年10月～当年9月資料 資料：山形県社会的移動人口調査結果報告書

(3) 出生率の推移

近年の出生率は、いずれの年も国及び県の数値を下回っており、平成24年では5.0となっています。

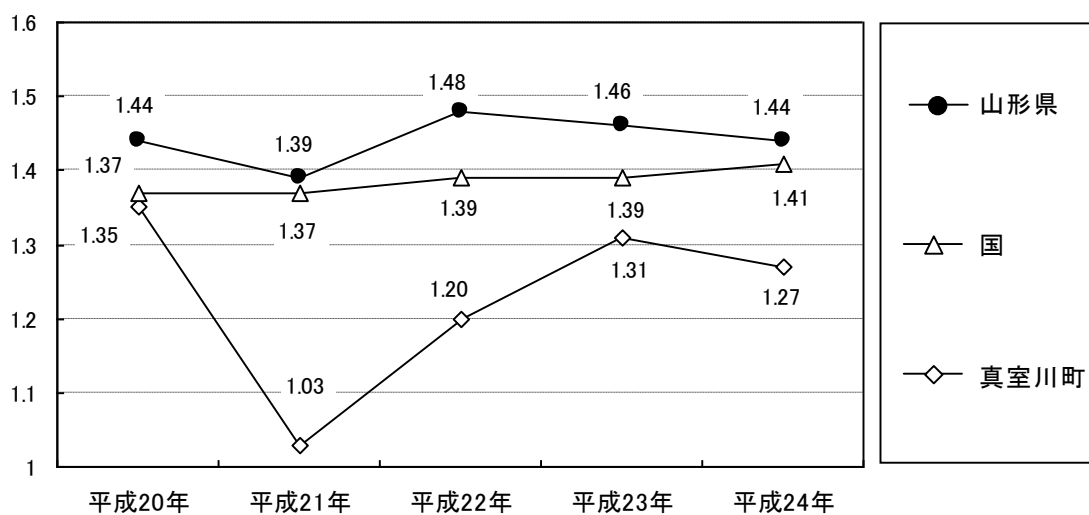


資料：保健福祉統計年報

出生率とは、当該年における「出生数／総人口」に1,000をかけたものである(人口千人対)

(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、いずれの年も国及び県の数値を下回っており、平成24年では1.27となっています。



資料：保健福祉統計年報

合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）とは、その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年度の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

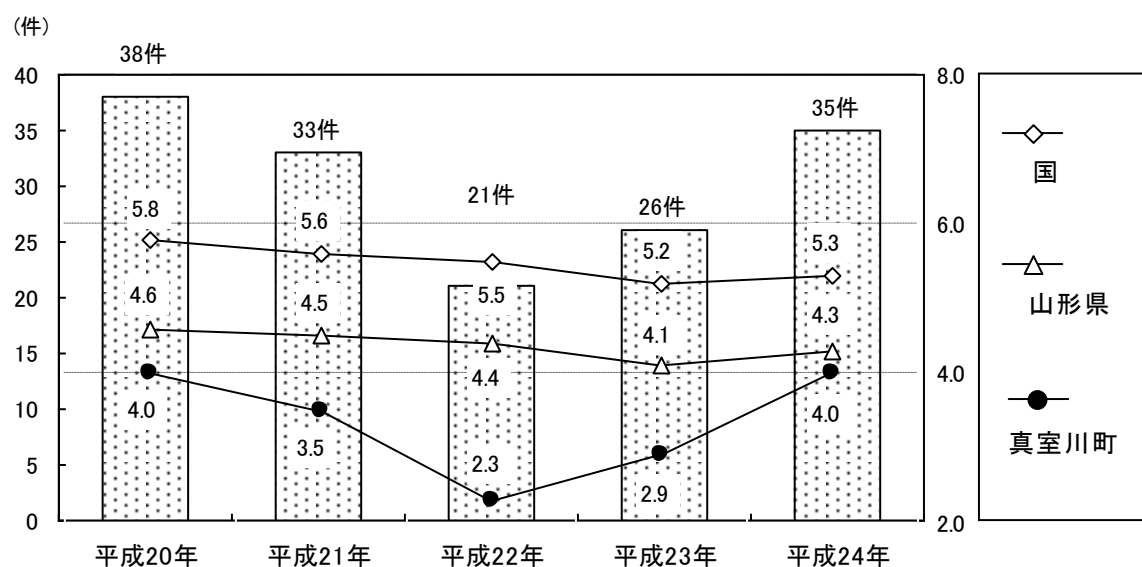
3. 婚姻・離婚の状況

(1) 婚姻・離婚件数の推移

近年の婚姻件数は平成 23 年から増加傾向にあり、平成 24 年では 35 件となっています。婚姻率でみると、いずれの年も国及び県の数値を下回っています。

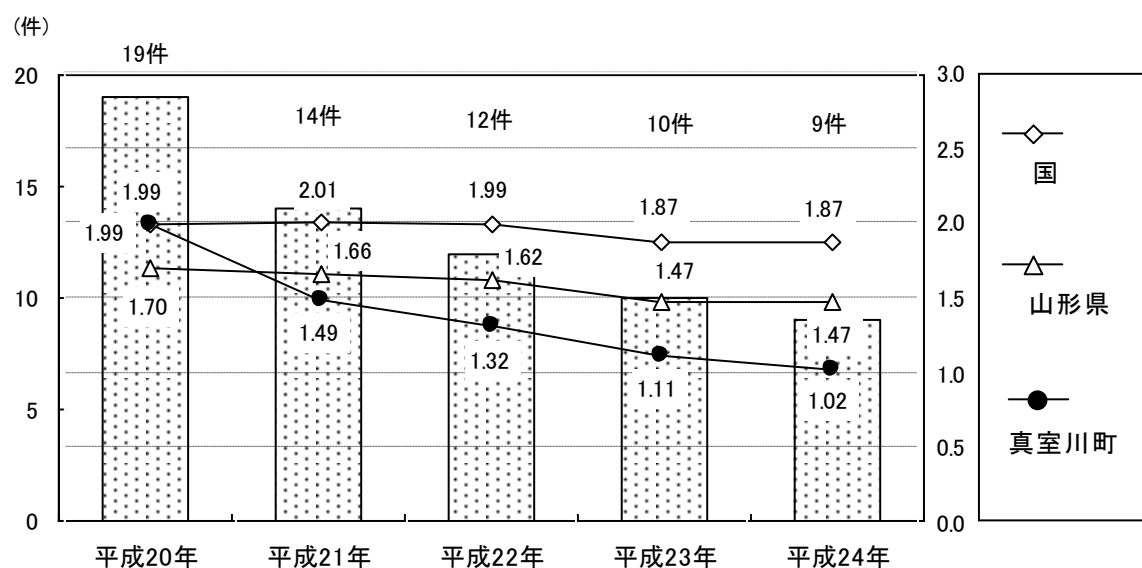
また、離婚件数は減少傾向で推移しており、平成 24 年では 9 件となっています。離婚率でみると、平成 21 年から国及び県の数値を下回っています。

◆婚姻件数・率



資料：保健福祉統計年報

◆離婚件数・率



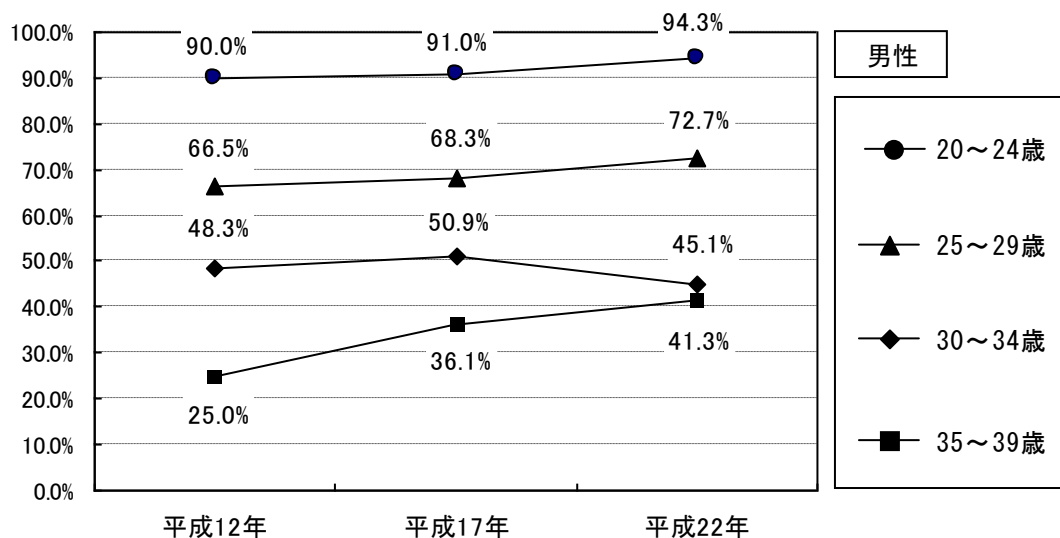
資料：保健福祉統計年報

(2) 未婚率の推移

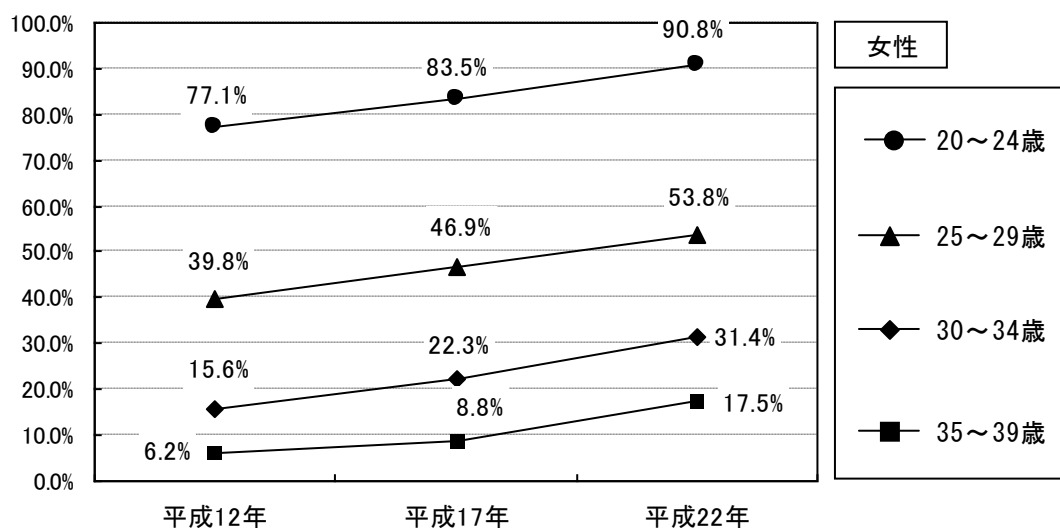
男性では、30～34 歳を除く年代で未婚率が上昇しており、特に 35～39 歳の上昇率が大きくなっています。

女性では、全ての年代で未婚率が上昇傾向にあり、特に 30～34 歳で上昇率が大きくなっています。

全体的に晩婚化が進展している状況がうかがえます。



資料：国勢調査



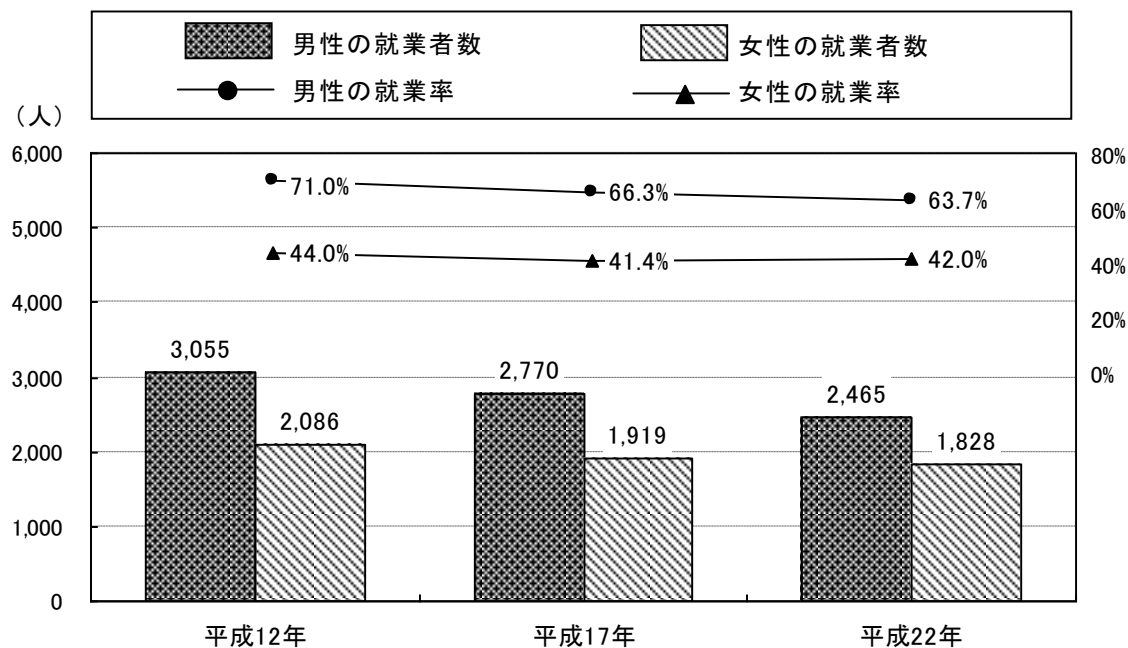
資料：国勢調査

4. 就労の状況

(1) 男女別就業状況

男女別にみた就労状況では、男性、女性ともに就業者数は減少傾向にあり、平成 22 年の就業者数は平成 12 年よりも、男性で 590 人、女性で 258 人減少しています。

就業率をみると、男性は減少傾向にありますが、女性は、平成 22 年では平成 17 年よりも 0.6 ポイント増加しています。



資料：国勢調査

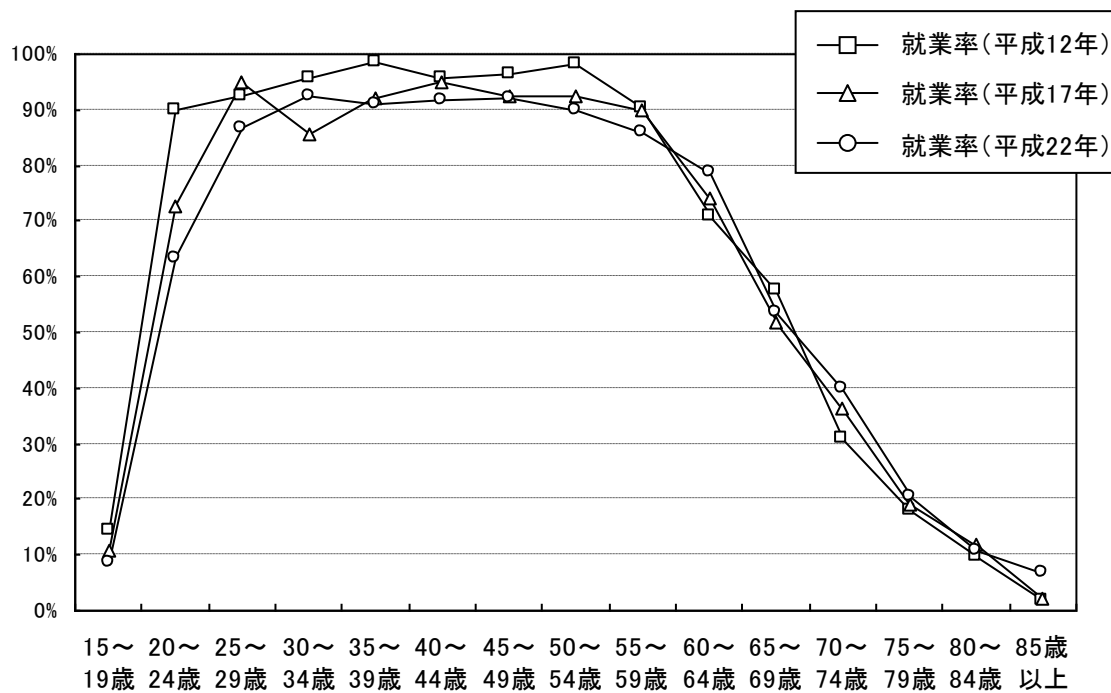
(2) 年齢別就業状況

男女それぞれの年齢別の就業率をみると、男性のほうが女性に比べ全体的に就業率が高くなっており、男性は 60 代、女性は 50 代半ばあたりから大きく低下しています。

男性は、平成 22 年において 20 代前半の就業率が低下しています。

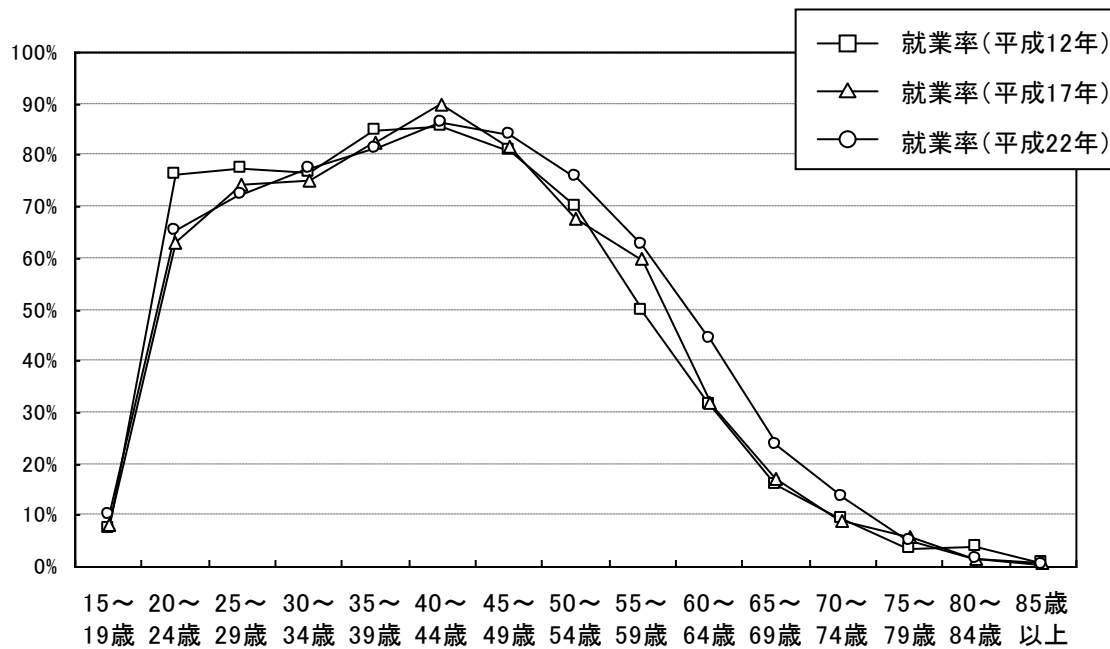
一方、女性については、これまで 30 代前半で就業率が落ち込んでいましたが、平成 22 年においては、落ち込みはみられず上昇しています。これは、未婚率の上昇も 1 つの要因と考えられますが、結婚・出産・育児で一度退職する機会が多かった女性の働き方が、変化してきていることの表れと考えられます。

◆ 男 性



資料：国勢調査

◆ 女 性



資料：国勢調査

(3) 産業分類別就業状況

男女別に産業分類による就業者割合をみると、男性、女性ともに2次産業が減少し、第1次産業と第3次産業は増加しています。

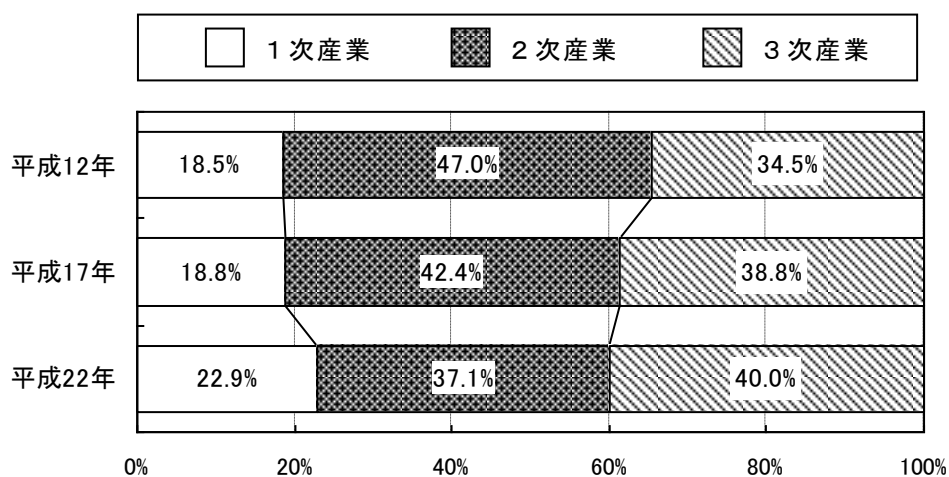
平成22年における男性の第1次産業就業者割合をみると、平成12年に比べ4.4ポイント上昇しています、同様に第3次産業就業者割合では5.5ポイント上昇しています。

一方、平成22年における女性の第3次産業就業者割合をみると、平成12年に比べ13.4ポイント上昇しており、男性の上昇率を上回っています。

平成22年における第3次産業就業者割合は男性が40.0%、女性が61.4%となっています。

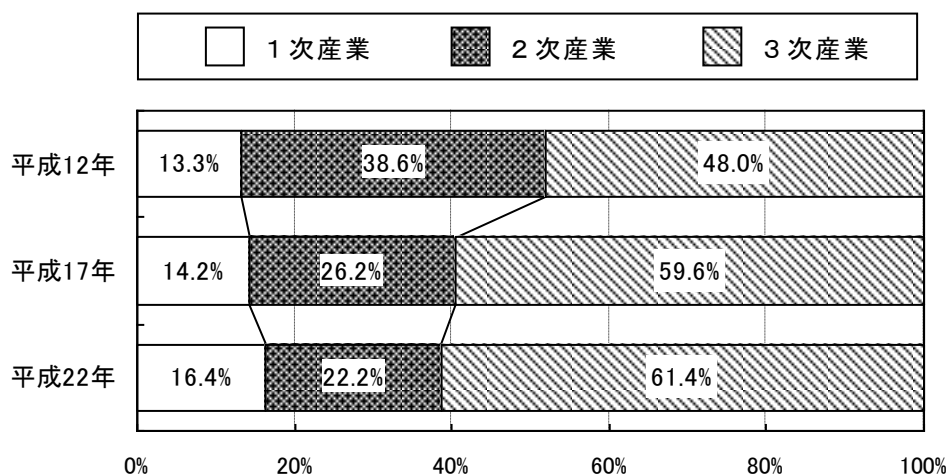
第3次産業は、サービス業、卸売・小売業・飲食店など、日曜・祝日に関係なく就労している場合が多く、就労形態が変化してきていることがうかがえます。

◆ 男 性



資料：国勢調査

◆ 女 性



資料：国勢調査

5. 教育・保育施設の状況

(1) 保育所の状況

近年の保育所入所児童数の状況をみると、横ばい傾向にあります。

平成26年の入所児童数は66人となっています。

(各年4月1日現在／単位：人)

	保育所入所児童数				安楽城保育所				釜淵保育所			
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0歳児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1歳児	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0
2歳児	4	2	3	6	1	1	2	2	3	1	1	4
3歳児	16	27	15	15	12	15	10	10	4	12	5	5
4歳児	22	19	27	15	10	14	16	10	12	5	11	5
5歳以上児	18	20	18	28	9	10	13	16	9	10	5	12
合 計	60	68	63	66	32	40	41	40	28	28	22	26
定 員	110	110	110	110	50	50	50	50	60	60	60	60

資料：福祉課

(2) 認定こども園の状況

近年のたんぽぽこども園の入園児童数は減少傾向にあります。

平成26年の入園児童数は92人となっています。

(各年4月1日現在／単位：人)

	たんぽぽこども園			
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0歳児	3	3	0	1
1歳児	4	8	8	7
2歳児	9	12	17	13
3歳児	30	25	23	26
4歳児	39	31	29	22
5歳以上児	40	41	32	23
合 計	125	120	109	92
定 員	100	100	100	100

資料：福祉課

(3) 認可外保育施設の状況

平成 26 年のキッズハウスの利用児童数は 7 人であり、全て 3 歳未満児童となっています。

(各年4月1日現在／単位:人)

	キッズハウス			
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0歳児	6	3	1	2
1歳児	3	7	5	1
2歳児	2	2	1	4
3歳児	1	2	0	0
4歳児	0	0	0	0
5歳以上児	0	0	0	0
合 計	12	14	7	7
定 員	25	25	25	25

資料:福祉課

(4) 小学校の状況

本町の小学校は、統廃合により平成 24 年 4 月から 3 校となっています。

小学校児童数は年々減少し、平成 26 年では 370 人となっています。

(各年4月1日現在／単位:人)

	小学校児童数			真室川小学校			真室川あさひ小学校			真室川北部小学校		
	平成24年	平成25年	平成26年	平成24年	平成25年	平成26年	平成24年	平成25年	平成26年	平成24年	平成25年	平成26年
1年	60	63	50	41	43	33	9	10	13	10	10	4
2年	59	59	63	33	40	43	13	9	10	13	10	10
3年	69	57	58	48	32	39	12	12	9	9	13	10
4年	71	69	57	45	48	32	13	11	12	13	10	13
5年	81	71	70	60	45	49	8	13	11	13	13	10
6年	63	80	72	43	60	46	9	8	13	11	12	13
合 計	403	399	370	270	268	242	64	63	68	69	68	60

資料:学校基本調査

6. 地域の子育て支援の状況

(1) 放課後児童健全育成事業

本町では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童クラブ）を平成15年度から実施しており、平成25年度の延べ利用児童数は、全体は5,131人となっています。

(平成25年度実績)

クラブ名	登録児童数	延べ利用児童数	開設日数
真室川	35人	3,396人	289日
真室川北部	7人	251人	289日
あさひ	16人	1,484人	289日
全 体	58人	5,131人	—

また、放課後子どもプラン推進事業として、真室川あさひ小学校において放課後子ども教室を開設しています。

(平成25年度実績)

教室名	登録児童数	延べ利用児童数	開設日数
真室川あさひ小学校	19人	952人	61日

その他の放課後子ども対策関連事業として、ハッチョウトンボ観察会や科学体験教室を開催しています。

(平成25年度実績)

事業名	参加児童数	実施日
ハッチョウトンボ観察会	18人	7月13日
科学体験教室	14人	8月7日

（２）地域子育て支援拠点事業

本町では、次の地域子育て支援拠点事業を実施しています。

① 地域子育て支援センターたいよう（たんぽぽこども園・委託）

事業	利用件数	内容
わんぱく広場（青空わんぱくを含む）	1,081 人	月ごとテーマに沿った遊びの提供
赤ちゃん広場	65 人	乳児と母親のケア（ベビーマッサージ）
リフレッシュ講座	51 人	子育て中の家族のリフレッシュ講座開催
親子の遊び場「たいよう」	208 人	未就学児の遊びと交流の場の提供
土曜解放	64 人	園庭・支援の部屋の開放

② 子育て支援センター（福祉課内・子育て支援担当）

項目	相談件数	主な相談内容
サークル関連	5 件	子どもの成長について 離乳や食事について ママ友について 祖父母との育児方針の違いについて 兄弟のかかわりについて
各乳幼児健診	32 件	
開放保育	20 件	
電話	15 件	
福祉課窓口	25 件	
保育所	28 件	

③ 子育て応援団あんよ（自主団体）

事業	場所	利用人数	内容
あそびの広場	総合体育館	41 人	学区 3 地区での遊びの場や交流の場の提供 親子の遊びの見守り 地区高齢者との交流の場の設定
	総合保健施設	361 人	
	釜淵地区多目的集会施設	116 人	
	ふれあいセンター安楽城	501 人	
託児 保育補助	こども園・保育所	—	各種行事の際の託児 保育所保育補助員

7. 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

基本目標 1 地域における子育て支援

基本目標 2 母性並びに乳幼児等の健康増進

基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

後期計画の評価は、施策ごとに担当課の視点から、各事業の目標達成状況を検証して評価しています。

評価は、次の基準に基づいて行っています。

ランク	評価の基準
A	計画通りの事業が推進し、目標が達成した。
B	成果が上がっているが、事業の進め方に改善が必要である。
C	十分な成果が上がっていない、横ばい又は停滞している。
D	事業未実施で成果がほとんど無い。
E	評価ができない。

基本目標 1 地域における子育て支援

施策名	事業数	評価ランク				
		A	B	C	D	E
① 地域における子育て支援の充実	10	5	3	2		
② 保育サービスの充実	7	2	3	2		
③ 要保護児童への適切な対応	6	4	2			

基本目標 2 母性並びに乳幼児等の健康増進

施策名	事業数	評価ランク				
		A	B	C	D	E
① 母性の健全な育成	5	2	3			
② 母親の健康の確保及び乳幼児の健康増進	13	7	5	1		

② 食育の推進	3	3				
---------	---	---	--	--	--	--

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策名	事業数	評価ランク				
		A	B	C	D	E
①子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備	19	8	11			
③ 家庭や地域の教育力の向上	7	2	5			
③青少年の社会力の育成をめざした環境づくり	4	1	3			

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

施策名	事業数	評価ランク				
		A	B	C	D	E
① 子育てしやすい労働環境の普及啓発	3		3			
② 交通事故防止のための実践	2	2				
③ 地域全体による防犯・防災の取り組み	3	3				

1. 地域における子育て支援

(1) 地域における子育て支援の充実

基本施策	内容	評価
①子育てに関する不安の解消	地域子育て支援センター事業の推進	A
	保育所および幼稚園において子育て相談や子育て情報の提供推進	B
	家庭児童相談の充実	A
	ゆめネットを活用し、地域の子育て情報等の提供	C
②子育てネットワーク作り	子育てサークルの主体的な活動の支援	B
	子育て支援団体と行政が連携を図り、各団体との交流を促進し、地域の子育て家庭への支援	C
③子育て資源の発掘	子育てサポーターの養成講座を実施するなど育成支援	B
	子育てサポーターによるつどいの広場事業を実施	A
④経済的支援	児童手当の支給	A
	パンフレットや広報等による該当者への制度の普及を図る	A

(2) 保育サービスの充実

基本施策	内容	評価
①保育サービスの充実	ニーズ実態に合わせた延長保育の検討	B
	土曜日完全開所、休日保育の検討	C
	低年齢児の受け入れ体制の充実	B
	乳児保育の検討	C
	軽・中程度の集団保育が可能な障がい児の受け入れを継続	A
	一時保育を充実	B
②学童保育の推進	放課後児童クラブ（学童クラブ）を充実	A

(3) 要援護児童への適切な対応

基本施策	内容	評価
①児童虐待防止対策の推進	要保護児童対策地域協議会	A
	健康診査等あらゆる機会での児童虐待早期発見と関係機関との連携	A

	児童虐待の早期発見、早期対応のための主任児童委員、民生児童委員の活動推進	A
②障がい施策の推進	子育て支援センターの充実（再掲） 障がい福祉サービスの啓発・提供	B
	障がい児を持つ家庭に経済的な支援（障がい者（児）医療、特別児童扶養手当等の給付）	A
	保育所や放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れ推進	B

基本目標２ 母性並びに乳幼児等の健康増進

（１）母性の健全な育成

基本施策	内容	評価
①母性の健全な育成	次代の親を育成	B
	正しい性教育を学ぶ機会や育児体験を設定	B
	基本的生活習慣の大切さを学ぶ機会を設定	B
	喫煙、飲酒、薬物乱用予防の推進	A
	子どもたちの年代にあった食育指導	A

（２）母性の健康の確保及び乳幼児の健康増進

基本施策	内容	評価
①母親の健康管理	プチママサロンの開催(母乳育児の推進)	B
	妊婦検診の有効活用と検診費用の補助	A
	母子保健推進員の活動充実(産後うつ等の早期発見)	B
	国際結婚者支援の充実	C
②乳幼児の健康管理	新生児訪問を推進	A
	乳児一般健康診査（３～４ヶ月・７～８ヶ月）を推進	A
	幼児一般健康診査（１．６ か月児・２歳児歯科・３歳児）を推進	A
	妊娠期から乳児期まで、一貫した虫歯予防対策を推進	B
	育児相談や育児教室を推進	A
	療育相談等が必要な乳幼児のフォロー体制の充実	A
	児童虐待防止対策	A
	母子保健推進員活動を充実	B
	子育て支援センターの相談支援の充実(再掲)	B

(3) 食育の推進

基本施策	内容	評価
①食育事業の充実	乳幼児健診時や広報による「食育」に関する啓発を推進	A
	乳幼児から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供	A
	子ども達の年代にあった食育指導を実施	A

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

基本施策	内容	評価
①確かな学力の定着	楽しい、学力向上をめざす学校づくりを推進	B
	生きる力を育む教育課程を推進	B
	学校の教育目標の理解・達成のため、地域や保護者に説明する機会を設定	A
	教育委員会・町教育研究会・町校長会と連携し、実践につながる教員研修を実施	B
	英語指導助手の小学校派遣、国際理解教育の計画的推進、国際社会コミュニケーション能力育成。	A
	正しい情報処理能力の育成や技能の向上に努めるとともに、学校からの情報発信を推進	A
②豊かな心の育成	明るくたのしい学校づくりを推進	B
	自然に親しみ、情操や社会力を醸成する多様な体験活動を推進	B
	地域の人材・環境・行事を学校活動へ取り入れ、地域との交流を推進	B
	電話・面談などによる教育相談の実施など相談体制の充実	A
	特別支援教育指導体制の整備	B
③信頼される学校づくり	明るく楽しい学校づくり、地域にある学校づくりを推進	B
	学校教育に関する情報（公開できる範囲で）を町民に提供	A
	教育委員会・町教育研究会・町校長会と連携し、実践につながる教員研修を実施	B

	キャリア教育・特別支援教育の充実	B
	地域の人材や素材などの授業への活用と地域との交流を推進	B
	学校の施設・設備などについての安全点検・管理	A
	危機管理マニュアルに基づき危機管理体制の整備	A
	保護者や警察署などの地域や関係機関などと連携し、事故防止、犯罪被害防止に取り組み	A

(2) 家庭や地域の教育力の向上

基本施策	内容	評価
①地域の教育力の向上	子どもの居場所づくり事業（特に、地域通学合宿）を実施	B
	家庭教育講座を実施	B
	放課後・休日における学校体育施設の活用を推進	A
	地域の指導者養成としてコーディネート能力の向上	B
	地域や関係機関と協働して、子ども会活動や地域活動を促進	B
	心身共に健康な体力づくりを目的としたスポーツ活動への支援を推進	B
	地域の伝承文化を核とした活動「伝承文化の郷まむろがわ」を推進	A

(3) 青少年の社会力の育成を目指した環境づくり

基本施策	内容	評価
①青少年の社会力の育成を目指した環境づくり	家庭教育講座を実施(再掲)	B
	関係機関と連携し、挨拶運動・奉仕活動を実施	B
	真室川町青少年育成ふるさと会議の活動を推進	A
②児童の健全育成	子どもの居場所づくり事業の実施	B

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 子育てしやすい労働環境の普及啓発

基本施策	内容	評価
①子育てしやすい労働環境の普及啓発	母性保護の重要性の啓発	B
	父親母親の役割をわかりやすく伝え、円滑な家庭生活を支援	B
	保育所受け入れ年齢を引き下げ、働きながら子育てする家庭を支援	B

(2) 交通事故防止のための実践

基本施策	内容	評価
①交通安全の啓発	保育所・こども園で交通安全専門指導員による交通安全教室を実施	A
	安協を通じた運転者に交通災害の防止を働きかけた	A

(3) 地域全体による防犯・防災の取り組み

基本施策	内容	評価
①地域全体による防犯・防災への取り組み	防犯に関する情報を積極的に広報し、防犯意識を高揚	A
	防災訓練の実施	A
	各学校・保育所・こども園での、防犯・防災訓練の充実	A

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

安心して子どもを産み、子育てに夢をもてるまちづくり

急速な少子化の進行は、すべての世代に影響のある問題です。

社会全体が協力して次代を担う子どもたちの健やかな成長を支えるとともに子育てが喜ばしく、やりがいのあるものになるように子育て家庭を支える必要があります。

次世代育成支援が子どもの権利を尊重しながら社会全体で取り組むべきものであるという認識のもと、世代や立場を超えたすべての町民が手を結ぶ町を目指します。

国の基本的な指針(内閣府告示159号)

○子どもの育ちに関する理念

- ◇ 乳児期は、しっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼関係の醸成。
- ◇ 幼児期は、基本的な身体機能や運動機能の発達、自己表出を通して自我や主体性の芽生え、自己を取り巻く社会への感覚を養う。
- ◇ 学童期は、生きる力を育むことを目指し、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進む著しい心身の発達の時期、調和のとれた発達を図る。

○子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

- ◇ 保護者が子育ての第一義的責任を有す
- ◇ 地域や社会が果たす子ども・子育て支援
- ◇ 発達段階に応じた子どもとのかかわり方等に関する保護者の学びの支援

○社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

- ◇ 社会のあらゆる分野における構成員が、子どもの育ち・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要。
- ◇ 事業主においては、ワークライフバランスが図られるような雇用環境の整備が求められる。

2. 施策の基本的な方向性

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子ども・子育てを取り巻く環境を踏まえ、子ども・子育て支援を進める必要があります。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。

したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じ、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくことです。

このような意義を踏まえ、本町では次の10の基本的な視点にたって、子ども・子育て支援に取り組んでいきます。

①子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みを進めます。

②次代の親の育成という視点

子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

③サービス利用者の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズが多様化しているため、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みを進めます。

④社会全体による支援の視点

国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して、様々な担い手の協働のもと対策を進めます。

⑤仕事と生活の調和の実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして重要なため、社会全体の運動として進めていきます。

⑥結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点

結婚や子育てに関する希望を実現するため、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点に立った取り組みを進めます。

⑦すべての子どもと家庭への支援の視点

子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という視点に立った取り組みを進めます。

⑧地域における社会資産の効果的な活用の視点

地域において活動を行うNPO、子育てサークル、母親委員会、子ども会、自治会を始めとする地域活動団体などと連携し、これらの社会資源を十分かつ効果的に活用した取り組みを進めます。

⑨サービスの質の視点

サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めます。

⑩地域特性の視点

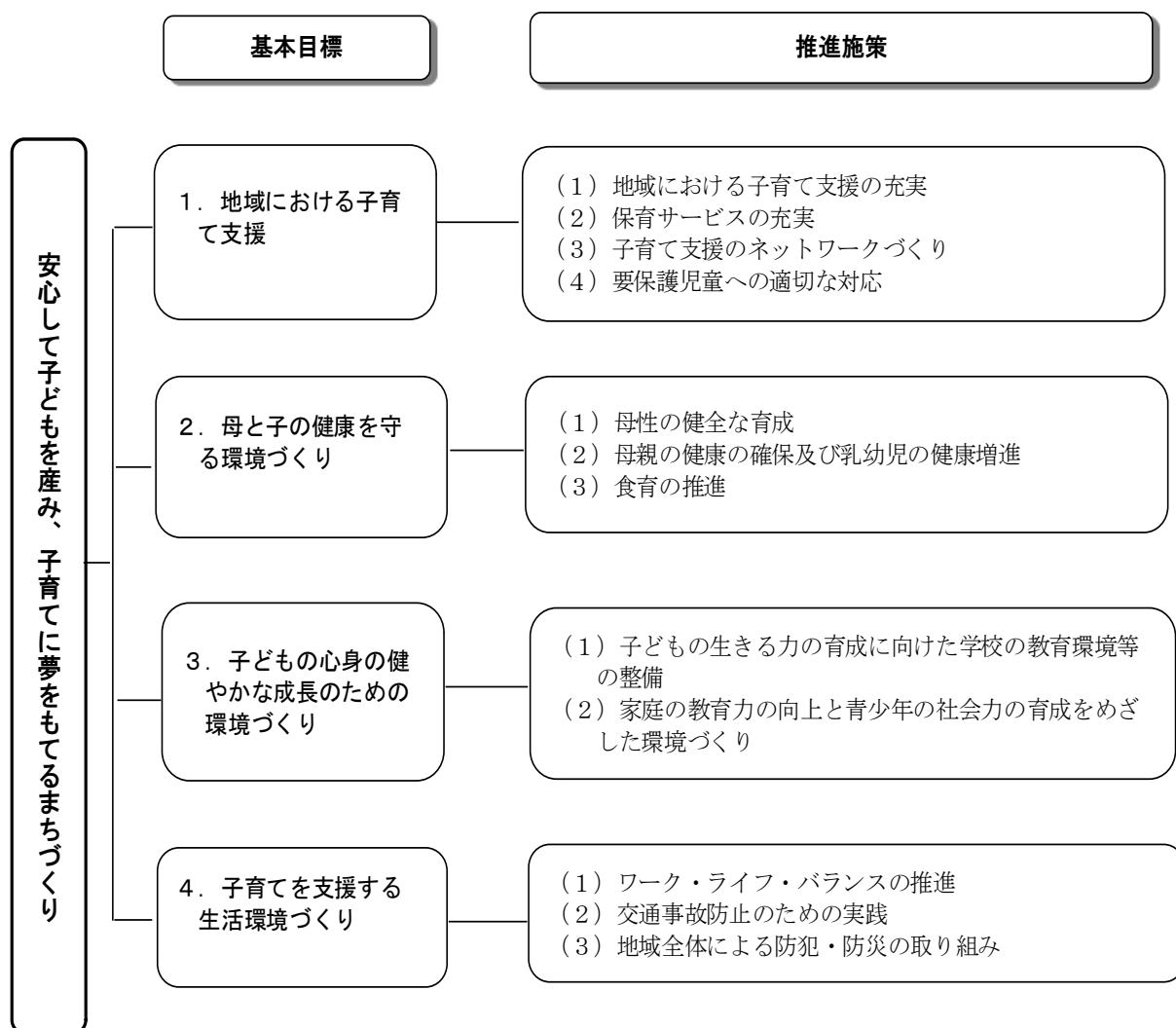
地域の特性を踏まえて主体的な取り組みを進めます。

3. 基本目標

真室川町の現状と課題を把握したうえで、第5次真室川町総合計画における関連施策と整合を図りながら以下の4つの基本目標を掲げ推進します。

1. 地域における子育て支援
2. 母と子の健康を守る環境づくり
3. 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり
4. 子育てを支援する生活環境づくり

4. 施策体系



第4章 施策の展開

1. 地域における子育て支援

【現状と課題】

乳幼児期は、子どもの健全な人格をつくるための大切な時期であるとともに、親にとっても日々成長する子どもとふれあうことのできる大切な時期でもあります。

しかし、近年、核家族化が進行し、共働き世帯が増加したことにより、保育サービスの需要が高まっています。

この子育て家庭の核家族化は、地域の中での「育児の孤立」による「育児不安」などのストレスを抱えてしまうことにつながると考えられます。

ニーズ調査結果より、保護者の就労状況を見ると、就学前児童の母親で62.3%、小学校児童の母親で82.9%となっており、就学前児童の父親で93.0%、小学校児童の父親で92.1%となっています。

また、子どもの放課後の時間を過ごさせたい場所では、小学校低学年時は、就学前児童保護者及び小学校児童保護者のいずれも「自宅」が最も多くなっており、次に多いのは「習い事」で就学前児童が34.7%、小学校児童が50.9%となっています。また、「放課後児童クラブ（学童保育）」と「放課後子ども教室」を合わせた割合を見ると、就学前児童が34.7%、小学校児童が30.9%と比較的多くなっています。

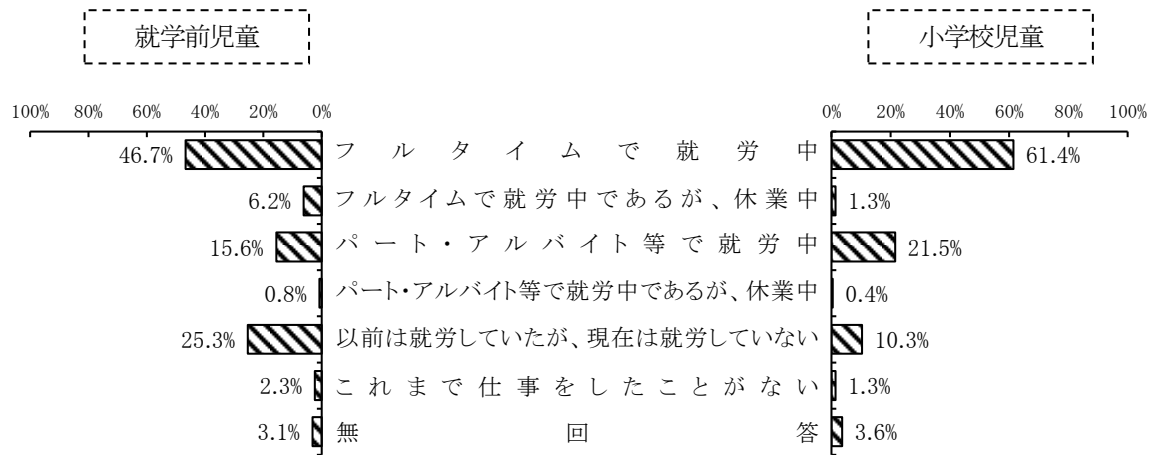
一方、小学校高学年時は、低学年時と同様に就学前児童、小学校児童のいずれも「自宅」、「習い事」の順で多くなっています。「放課後児童クラブ（学童保育）」と「放課後子ども教室」の割合は、小学校低学年時より少なくなっています。

就学前児童保護者の放課後児童クラブの利用希望を、土曜日、日曜・祝日及び長期休暇期間中のそれぞれについて見ると、土曜日は「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が23.5%、「高学年（4～6年生になっても利用したい」が11.8%となっていますが、日曜・祝日は「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が11.8%、「高学年（4～6年生になっても利用したい」が5.9%と少なくなっています。しかし、長期休暇期間中は低学年（1～3年生）の間は利用したい」が17.6%、「高学年（4～6年生になっても利用したい」が52.9%と多くなっています。

加えて、就学前児童保護者が子育て支援の充実のために町に期待することでは、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所」（69.8%）が最も多く、次いで「保育所・こども園にかかる費用負担の軽減」（61.6%）、「乳幼児医療費の助成や児童手当などの充実」（57.0%）となっています。

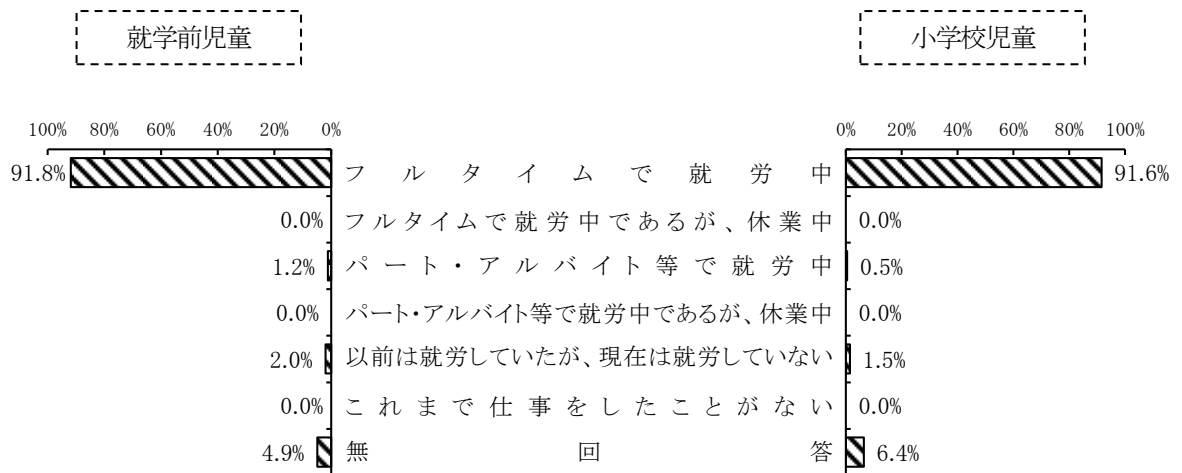
本町では、核家族世帯が増加傾向で推移しており、子育て家庭の共働き増加と相まって、地域における子育て支援が重要となっています。

母親の就労状況



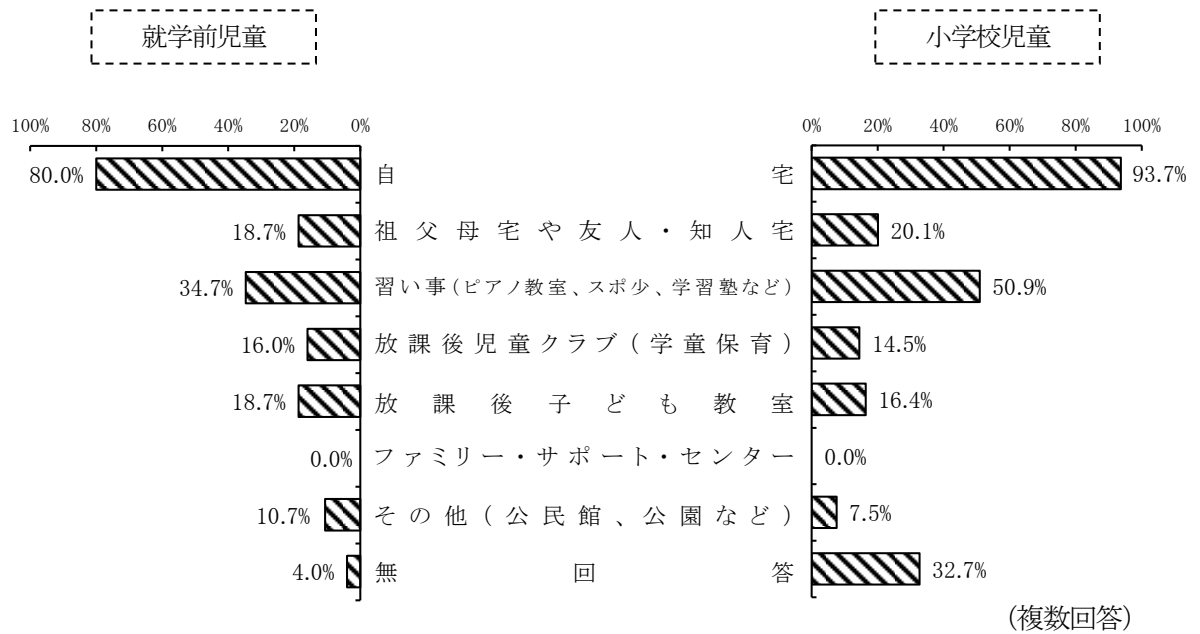
(単一回答)

父親の就労状況

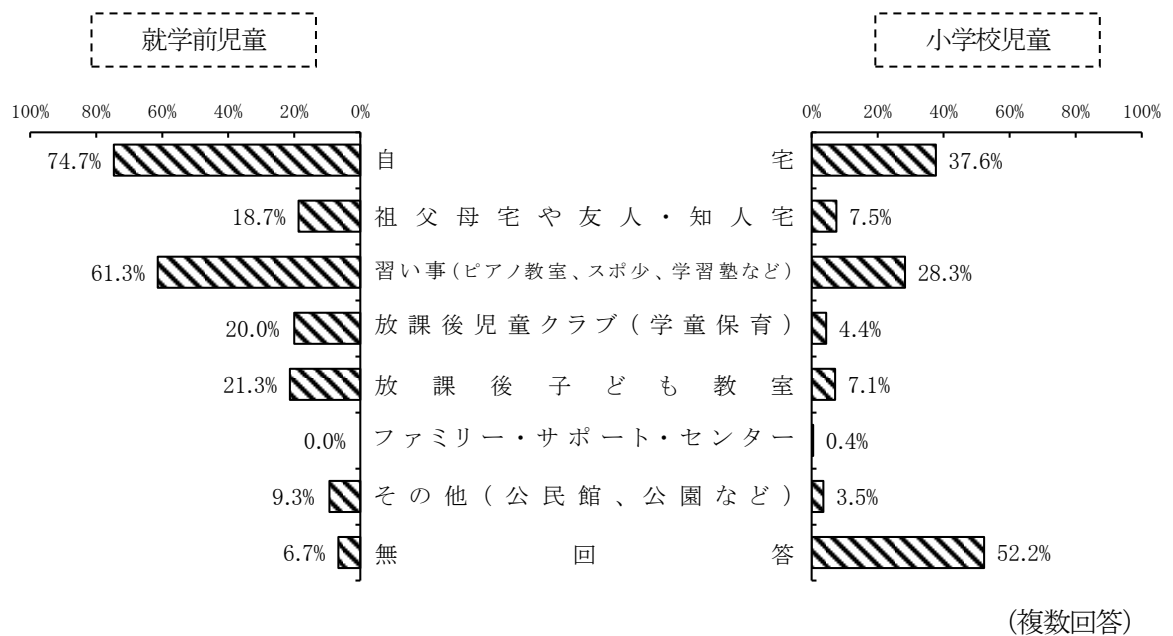


(単一回答)

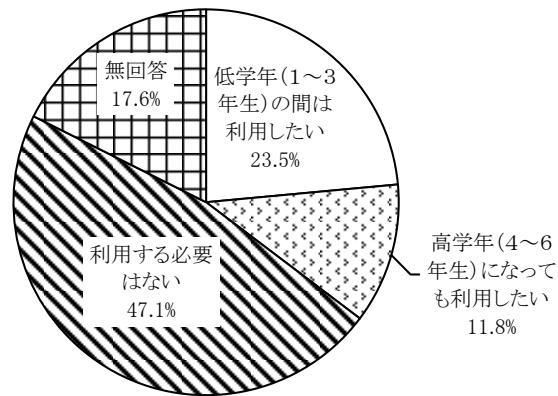
放課後の時間を過ごさせたい場所（小学校 1～3 年生時）



放課後の時間を過ごさせたい場所（小学校 4～6 年生時）

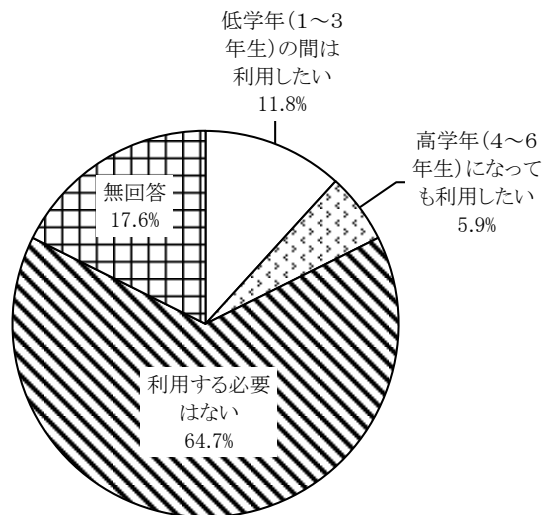


【就学前児童保護者】
土曜日の放課後児童クラブの利用希望



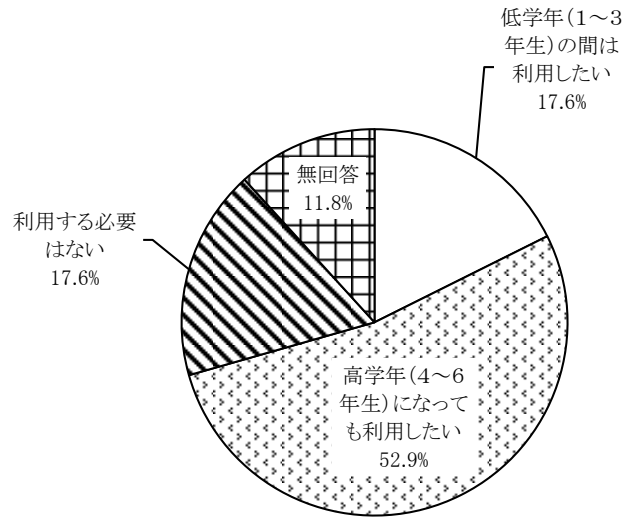
(調査数：17)

【就学前児童保護者】
日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望



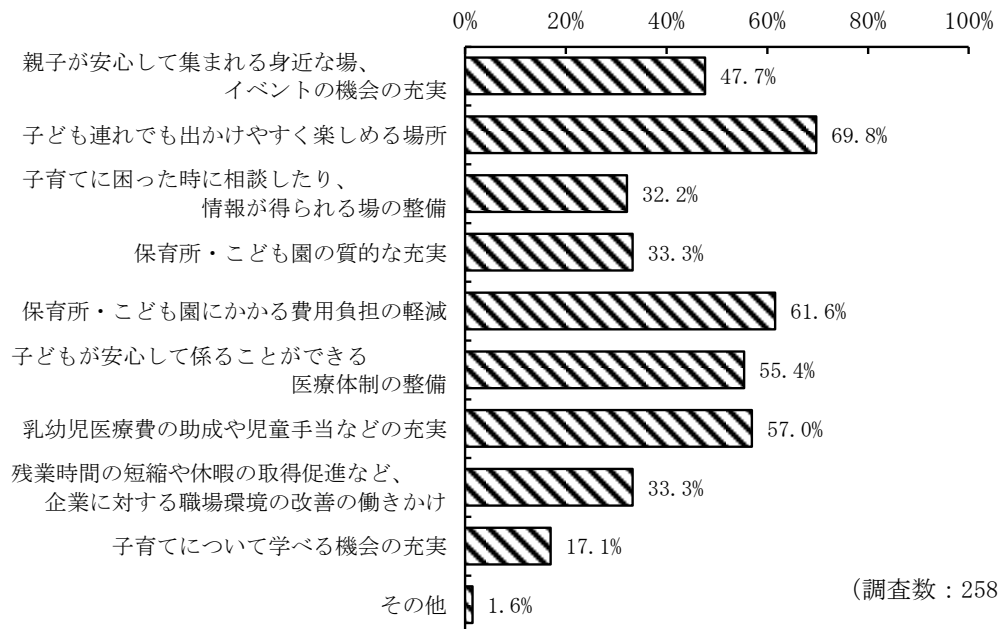
(調査数：17)

【就学前児童保護者】
長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望



(調査数：17)

【就学前児童保護者】
町に対して期待する子育て支援の充実



(調査数：258)

（１）地域における子育て支援の充実

多様な子育て支援サービスの提供体制を整備し、就労形態の多様化や母親の就労意向の増加による保育ニーズに対応していきます。

また、経済的支援についても、現在の児童手当の支給や中学生までの医療費無償化等の子育て支援に加えて、保育料の軽減についても一層進めていきます。

加えて、子育て支援センターによる情報提供や相談機能の充実を図るとともに、要望の多い児童の放課後子ども教室や学童クラブについても取り組みを推進していきます。

＜具体的な施策＞

施策項目	施策の内容	担当課
① 子育て支援センターの設置	子育てに関する相談や啓発活動、子育てサークルの育成・活動支援など、事業実施する。	教育課
②経済的支援	児童手当の支給、中学生までの医療費無償化、保育料の軽減等子育て支援制度の充実を図る。	町民課 福祉課 教育課
③放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)の充実	保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与えその健全な育成を図るため、事業の充実を図る。	教育課
④子育てに関する情報提供の充実	町広報誌や町ホームページを活用した子育てに関する情報発信を行うとともに、県や新庄・最上地区の市町村と連携し、子育てに関する情報発信を行う。	企画課 福祉課 教育課
⑤親と子が集える場の充実	子どもが安全に遊べ、子育ての相談が出来る広場等を、子育て支援センターや子育てサポーター、子育てサークル等と連携しながら実施していく。	教育課

（２）教育・保育サービスの充実

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分踏まえたサービスの提供体制の整備が必要です。

こうした保育サービスの充実にあたっては、様々な規制緩和措置や民間活力を活用して、多様な保育により量的な充足を図るとともに、延長保育、一時預かり等の保育需要に応じて、広く住民が利用しやすい保育サービスを提供します。

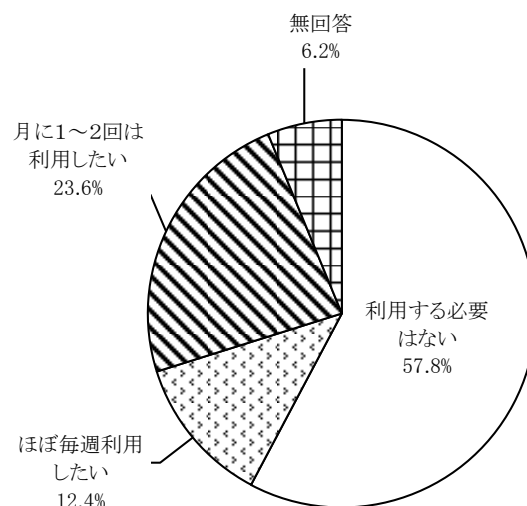
保護者の子育てを支えながら、小・中学校へとつながる一体的な「子育て支援」の考えのもと、乳・幼児期における発育・発達の各段階に応じた質の高い教育・保育が提供できるように体制を確保します。

また、保育サービスの利用者による選択や子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心の確保の観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。さらに、保育サービスの質を担保する観点から、サービスの評価等の仕組みの導入、実施等についても検討します。

ニーズ調査結果から、就学前児童保護者の平日に利用したい教育・保育事業を見ると、「認定こども園」が54.7%、「認可保育所」が47.7%、「幼稚園」18.2%となっています。

また、就学前児童保護者の教育・保育事業の利用希望としては、土曜日の定期的な利用希望が、「ほぼ毎週利用したい」とした回答が12.4%でしたが、日曜・祝日の定期的な利用希望は、「利用する必要はない」が77.5%で、「ほぼ毎週利用したい」とした回答は1.2%と少数でした。

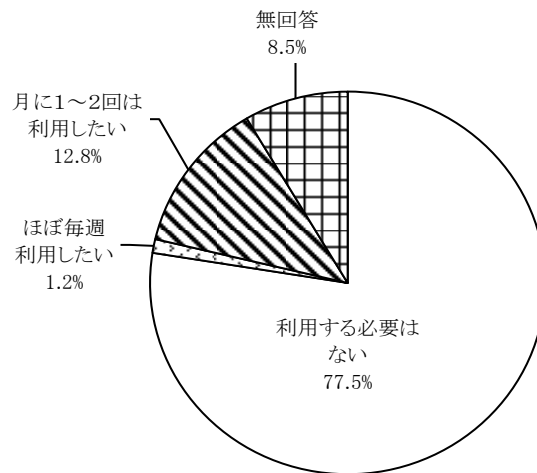
【就学前児童保護者】
土曜日に利用したい定期的な教育・保育事業



(調査数：258)

【就学前児童保護者】

日曜・祝日に利用したい定期的な教育・保育事業



(調査数：258)

＜具体的な施策＞

施策項目	施策の内容	担当課
①保育サービスの充実	保護者の就労形態の多様化による、保育ニーズへ対応する。 ・延長保育の検討 ・土曜日の完全開所の検討 ・休日保育の検討 ・乳児保育の検討 ・障がい児保育の充実 ・一時保育の充実	教育課
②就学前教育・保育の充実	個々の興味関心を大切にしながら、乳・幼児期ならではの体験を重ね、「思いやりの心」「意欲的に生きる力」を持った子どもの育成を図るため次の施策を実施する。 ・保育施設の連携 ・教育・保育の質の向上のため職員の研修 ・特別支援保育の実施 ・幼保小の連携 ・世代間交流の促進	教育課

（３）子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークを整備します。

また、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、資料の作成・配布等による情報提供を行います。

さらに、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。

＜具体的な施策＞

施策項目	施策の内容	担当課
① 子育て支援ネットワークづくり	地域の社会資源（場・人材）を発掘し育成を図るとともに相互の連携強化など、地域のネットワークづくりを推進し、育成支援に関する総合的な取り組みを実施する。	教育課

(4) 要保護児童への適切な対応

【現状と課題】

近年、全国的に子どもが被害者となる事件が増加し、中でも児童虐待の事件が年々増えています。児童虐待は、子どもの心身に深い傷を残し、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるばかりか、次の世代に引き継がれ、将来において深刻な社会問題へと拡大するおそれもあります。

児童虐待の因果関係を特定することは困難ですが、保護者が親などから十分愛情を感じることができないまま、自分の子どもへの愛情表現もうまくできず虐待してしまうことが大きな要因として指摘されています。また、子育てにおける不安や悩みなどのストレスから虐待に至ってしまう事例も見受けられます。

子どもの虐待を防止するため、保護者の不安や悩みなどのストレスを早期に軽減するための取り組みを推進するとともに、地域社会全体で虐待の早期発見、対応ができる体制を構築することが重要です。また、虐待後の保護者と子どもが望ましい親子関係を構築することができるよう関係機関などと連携し、支援することが大切です。

また、障がいについての社会的理解は十分でないことから、障がい児のいる家庭においては、教育的支援や相談支援、適切な情報の周知などの総合的な支援策が求められます。

<具体的な施策>

施策項目	施策の内容	担当課
①児童虐待防止対策の推進	要保護児童対策地域協議会が中心となり、関係各課、機関との情報交換による児童虐待の早期発見、防止活動、援助活動及び啓発活動を推進する。 また、健康相談、健康診査、訪問指導等の機会に児童虐待の早期発見とその対応に努めるとともに、主任児童委員、民生児童委員の活動を推進する。	福祉課 教育課
②障がい施策の推進	子育て支援センターを中心に、保健、医療、福祉、教育の円滑な連携を実現し、児童に適切なサービスを提供する。 また、障がい児を持つ家庭に経済的な支援を行う。 さらに、保育所や放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れを推進するとともに、各種子育て支援事業との連携を図る。	福祉課 教育課

2. 母と子の健康を守る環境づくり

【現状と課題】

我が国では、少子化・核家族化の進展とともに、身近なところに赤ちゃんが少なくなったため、子どもと遊んだり世話をしたりするなどのふれあう機会がないまま、親になる世代が増えています。乳幼児とふれあう機会の減少は、遊び方などの体験不足につながり、子どもを持ったときの養育力に影響を与えることが懸念されます。

また、母親が子どもを安心して生み、健やかに育てるためには、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援が必要となります。

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び推進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実が求められています。

計画策定にあたっては、21 世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子 21（第 2 次）」の趣旨を踏まえて、地域に根ざした住民活動との連携が必要です。さらに、保健センター等において子育て支援の拠点となるべき基盤が適切に整備され、母子保健事業の推進に必要な保健師、管理栄養士等の人材の確保が必要となります。

（１）母性の健全な育成

＜具体的な施策＞

施策項目	施策の内容	担当課
①母性の健全な育成	次代の親を育成するため、次の施策を実施する。 ・正しい性教育を学ぶ機会や育児体験の機会の提供 ・基本的生活習慣を学ぶ機会の提供 ・喫煙、飲酒、薬物乱用予防の推進 ・子どもたちの年代にあった食育指導	福祉課 教育課

(2) 母親の健康の確保及び乳幼児の健康増進

<具体的な施策>

施策項目	施策の内容	担当課
①母親の健康管理	出産前後の健診を通じて母親の健康の保持と増進を図る。 ・子育て支援センターの相談支援の充実 ・プチママサロンの開催 ・妊婦健診の有効活用と健診費用の補助 ・健康増進支援 ・母子保健推進員活動の充実	福祉課
②乳幼児の健康管理	育児に必要な知識の普及や乳幼児の健康管理に関する次の施策を実施する。 ・新生児訪問 ・乳児一般健康診査 ・幼児一般健康診査 ・妊娠時から幼児期までの一貫した虫歯予防対策 ・乳幼児と親を対象とした育児相談や育児教室 ・療育相談等が必要な乳幼児のフォロー体制の充実 ・児童虐待防止対策 ・健康増進支援 ・母子保健推進員活動の充実	福祉課

(3) 食育の推進

食育とは、子どもたちの健康を守り、健全で豊かな食生活を送るための能力を育てようとするものです。朝食欠食等の食習慣の乱れや、思春期やせに見られるような心と身体の問題が子どもたちに生じている現状では、乳幼児期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ることが必要です。

このことから、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

<具体的な施策>

施策項目	施策の内容	担当課
①食育事業の充実	食育事業の充実を図るため、次の施策を実施する。 ・食育の啓発推進 ・基本的生活習慣確立の推進	農林課 福祉課 教育課

3. 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり

【現状と課題】

社会情勢が大きく変化するなかで子どもが大人になったときに、自ら学び考え行動する「生きる力」を育むことが重要です。学校と地域の協働で実状に応じた、子ども一人ひとりに適したきめ細やかな指導を充実し、学校の活性化を推進することが大切です。

核家族の進行や共働き家庭の増加は、子どもと保護者の触れ合う時間の減少や家庭で子どもを教育する時間の減少が懸念されます。

家庭教育は、子どもの教育の出発点であり、基本的な倫理観や社会的マナー、自制心などを育むうえで非常に重要なことから、保護者へ家庭での教育に関する重要性について広報などによる意識の醸成に取り組むことが重要です。

また、我が国では価値観の多様化が進み、子育て家庭と近隣住民などとの関係が希薄化し、地域住民が子育てに関わる機会が減少してきています。子どもを地域社会全体で育む観点から、子育て家庭・地域・学校が連携し、地域全体で子育てに取り組む仕組みづくりが重要です。

(1) 心豊かでいのち輝く真室川っ子の育成に向けた学校の教育環境等の整備

＜具体的な施策＞

施策項目	施策の内容	担当課
①いのちを大切にしたい教育の推進	「いのち」を尊重する心の育成を図るため、次の施策を実施する。 ・ 道徳教育の充実と推進 ・ キャリア教育の推進 ・ 教育相談員等の配置 ・ 食育指導の充実 ・ 地産地消給食の推進	農林課 教育課
②「まなびの力」の育成	自ら考え、学び、判断し、行動しようとする子どもの育成をはかるため、次の施策を実施する。 ・ 多様な学習形態の工夫 ・ 効果的な教員研修の充実 ・ 幼保小中連携教育の実践 ・ 読書活動の推進	福祉課 教育課
③「かかわり」を大切にしたい教育の推進	真室川の豊かな自然、文化、人から体験を通して学ぼうとする子どもの育成を図るため、次の施策を実施する。 ・ ふるさとのよさを生かした豊かな体験活動の充実 ・ 外国語活動や英語教育の充実 ・ 小中連携・小小連携の推進	教育課
④一人ひとりの子どものニーズに対応した教育の推進	個々の特性に応じた指導法と支援の充実を図るため、次の施策を実施する。 ・ 特別支援教育体制の充実 ・ 学習指導員・学習支援員の配置と活用 ・ 特別支援教育研修会の実施 ・ 専門の関係機関との連携	福祉課 教育課

⑤活力のある信頼される学校の創造	信頼される学校づくりを進めるため、次の施策を実施する。 ・地域の学校づくりの推進 ・地域の人たちと交流する学びの場の充実 ・学校評価活動の推進と経営の改善	教育課
------------------	--	-----

(2) 家庭の教育力の向上と青少年の社会力の育成をめざした環境づくり

<具体的な施策>

施策項目	施策の内容	担当課
①家庭の教育力の向上と青少年の社会力の育成	地域の教育力の向上を図り、青少年の社会力の育成を図るため、次の施策を実施する。 ・家庭教育推進事業、学習機会の提供 ・学校支援地域本部事業、放課後子ども教室 ・青少年育成関係組織の育成、ボランティア活動の推進 ・高校生ボランティアの育成、地域活動への参加奨励 ・「伝承文化の郷まむろがわ」の推進	教育課

4. 子育てを支援する生活環境づくり

【現状と課題】

我が国では女性の社会進出が進み、子育て家庭の共働きが増加しています。

本町でも子育て家庭の共働きが多くなっており、ニーズ調査結果から就労状況をみると、就学前児童の母親で約6割、小学校児童の母親で約8割が就労中となっています。

このような中で、主に子育てを行っている人の状況をみると、就学前児童保護者では「主に母親」が39.5%、「父母ともに」が39.1%と同程度となっています。小学校児童保護者では「父母ともに」が45.6%と最も多く、次いで「主に母親」の44.7%となっています。このことから、男性も育児に参加している状況がうかがえ、母親だけへの育児の依存度は減少傾向にあります。

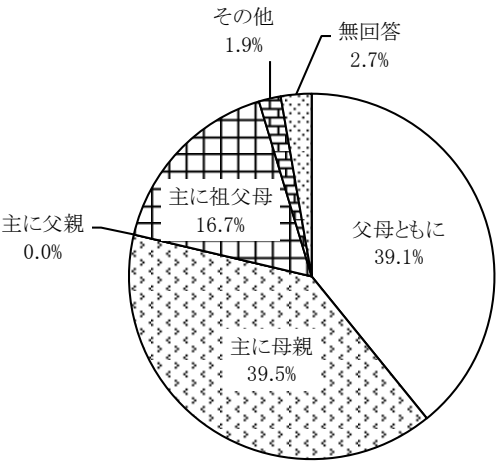
近年、育児休業・介護休業制度などが導入され、利用する人は年々増加してきています。しかし、経済状況などの悪化にともなって、企業の経営基盤が不安定となり、育児休業を取りにくいことや理解を得ることが難しいことなどが課題となっています。

また、我が国では、平成不況により、若者の契約社員などに代表される雇用形態の不安定化により、結婚や家族を持つことに不安を抱えてしまうなど、晩婚化・少子化が急速に進む要因となっています。このような状況を改善するためには、町民や事業主などに仕事と家庭・子育てを両立（ワーク・ライフ・バランス）するための意識の醸成に取り組むことが重要です。

仕事と結婚・子育ての調和を図るため、事業主などに育児・介護休業制度の周知を図ると

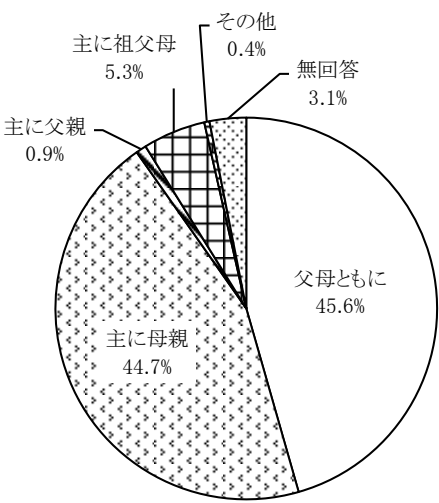
もに、国・県・関係機関と連携を図りながら、仕事と結婚・子育てを両立できる環境づくりを推進することが大切です。

【就学前保護者】
主に子育てを行っている人



(調査数：258)

【小学校保護者】
主に子育てを行っている人



(調査数：226)

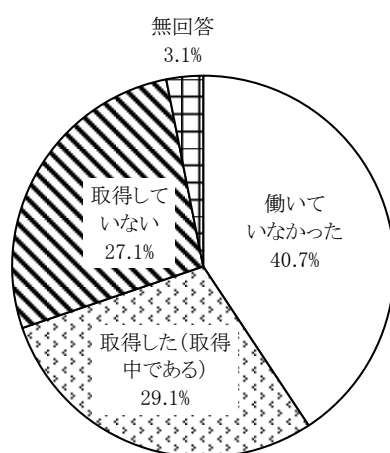
(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

ニーズ調査結果から、育児休業の取得状況を見ると、「取得した（取得中である）」が就学前児童の母親で 29.1%、小学校児童の母親では 18.1%となっています。

一方、「取得していない」は、就学前児童の母親で 27.1%、小学校児童の母親では 33.6%となっています。この、取得していない理由では、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が、就学前児童の母親で 40.0%、小学校児童の母親では 36.8%と多くを占めています。このことから、女性が仕事と育児を両立させるためには、企業をはじめ働きやすい環境整備が求められています。

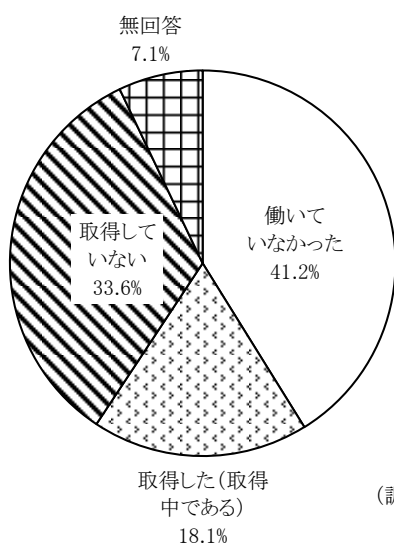
また、父親の育児休業を「取得した（取得中である）」割合は、就学前児童の父親で 3.1%、小学校児童の父親では 0.4%と極めて低い割合になっています。

【就学前児童】母親の育児休業の取得状況



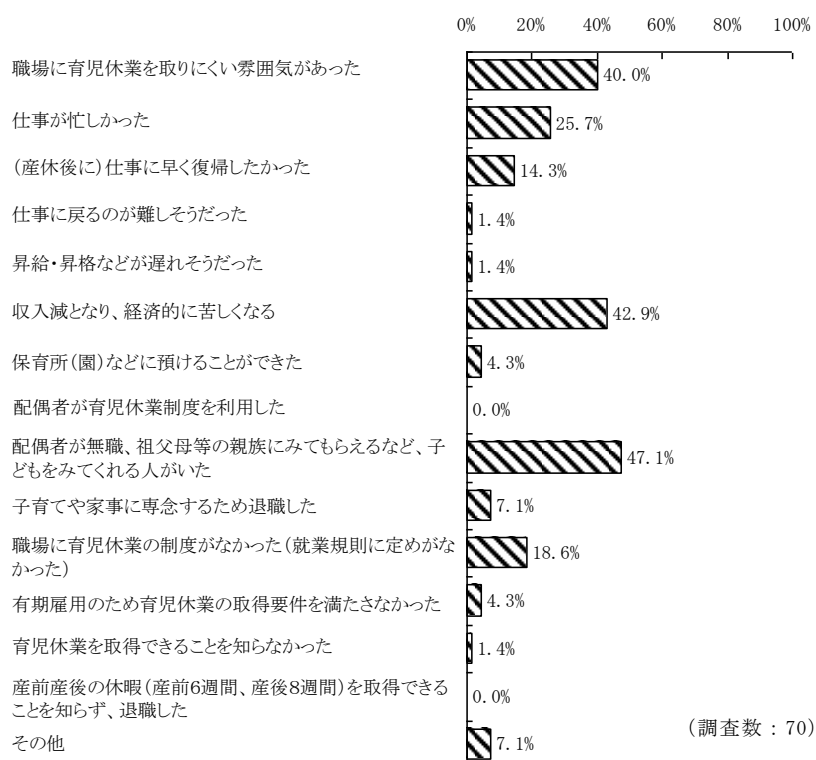
(調査数：258)

【小学校児童】母親の育児休業の取得状況

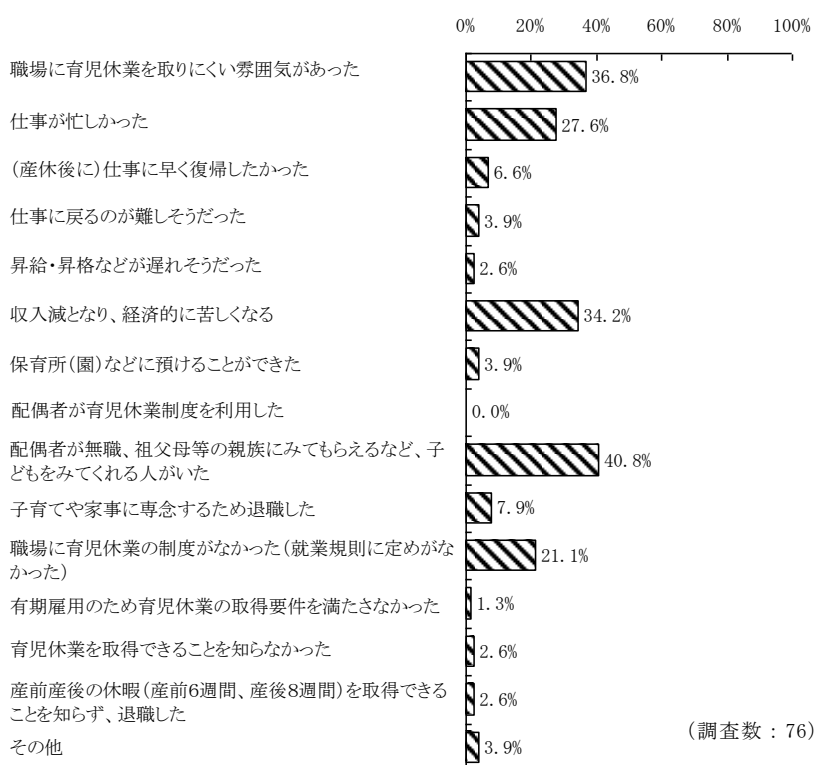


(調査数：226)

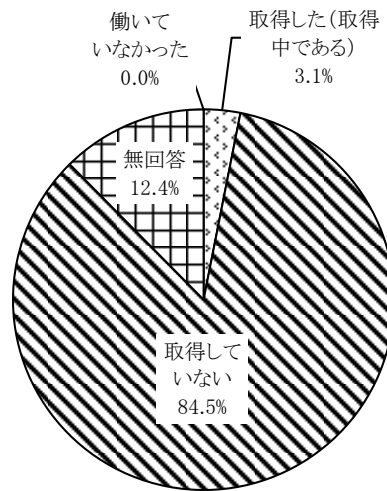
【就学前児童】母親の育児休業を取得していない理由



【小学校児童】母親の育児休業を取得していない理由

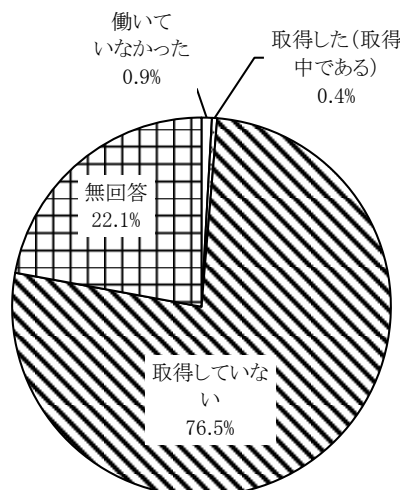


【就学前児童】父親の育児休業の取得状況



(調査数：258)

【小学校児童】父親の育児休業の取得状況



(調査数：226)

＜具体的な施策＞

施策項目	施策の内容	担当課
①ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、次の施策を実施する。 ・男女共同参画の啓発 ・家庭と仕事の両立支援に向けた環境整備	企画課 福祉課 教育課

（２）交通事故防止のための実践

＜具体的な施策＞

施策項目	施策の内容	担当課
①交通安全の啓発	交通事故を防止するため、次の施策を実施する。 ・保育所やこども園における交通安全専門指導員による交通安全教室の開催 ・警察や交通安全協会等の関係機関との連携	町民課 教育課

（３）地域全体での防犯・防災の取り組み

＜具体的な施策＞

施策項目	施策の内容	担当課
①防犯・防災の取り組み	地域全体での防犯・防災対策として、次の取り組みを実施する。 ・防犯に関する情報提供による防犯意識の高揚 ・防災訓練、防犯訓練の実施 ・警察、消防、防犯協会等の関係機関との連携	総務課 教育課

第5章 子ども・子育て支援事業

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

教育・保育提供区域の考え方は、次のとおりです。

- ①地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案したものであること。
- ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分ごと、又は事業ごとに設定することができる。

本町では、区域内の児童数や施設の規模、現在の教育・保育の利用状況等を勘案して、町全域を1つの区域として定めることとします。

2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保の内容」を定めることとしています。

本町では、平成25年11月に実施したニーズ調査の結果や利用状況の推移等を考慮して、事業ごとに「量の見込み」や「確保の内容」についてまとめました。

【教育・保育事業】

	対象事業		認定区分	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（１）－①	幼稚園、認定こども園	1号認定	3～5歳
2	保育認定（１）－② （共働きで幼稚園利用のみの家庭）	幼稚園	2号認定	3～5歳
	保育認定（２）－①	保育所、認定こども園		3～5歳
3	保育認定（２）－②	保育所、認定こども園、 地域型保育	3号認定	0歳、1・2歳

（1）幼児期の教育

①1号認定

（単位：人）

3～5歳		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		12	12	12	12	12
確保の内容	こども園	12	12	12	12	12

②2号認定

(単位：人)

3～5歳		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		0	0	0	0	0
確保の内容	幼稚園	0	0	0	0	0

(2) 幼児期の保育

①2号認定

(単位：人)

3～5歳		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		125	125	125	125	125
確保の内容	こども園 及び保育所	125	125	125	125	125

②3号認定

(単位：人)

0歳		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		9	9	9	9	9
②確保の内容	こども園	3	3	3	3	3
	認可外保育施設、小規模保育所	6	6	6	6	6
	②－①	0	0	0	0	0

(単位：人)

1～2歳		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		39	36	36	36	35
②確保の内容	こども園 及び保育所	30	30	30	30	30
	認可外保育施設、小規模保育所	9	6	6	6	5
	②－①	0	0	0	0	0

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

【地域子ども・子育て支援事業】

	対象事業	対象児童年齢
1	時間外保育事業（延長保育）	0～5歳
2	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	1～3年生、4～6年生
3	子育て短期支援事業 （ショートステイ・トワイライトステイ）	0～5歳
4	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
5	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳 0～5歳
6	病児・病後保育事業	0～5歳
7	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	1～3年生、4～6年生
8	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生
9	乳児家庭全戸訪問事業	0歳
10	養育訪問事業	
11	妊婦検診事業	

（１）時間外保育事業

（単位：人）

0～5歳		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		20	20	20	20	20
確保の内容	こども園	20	20	20	20	20

(2) 放課後児童健全育成事業

(単位：人)

1～3年生		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		11	10	9	8	8
確保の内容	学童クラブ	11	10	9	8	8

(単位：人)

4～6年生		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		19	17	17	16	16
確保の内容	学童クラブ	19	17	17	16	16

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

(単位：人日)

0～5歳		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		14	14	14	14	14
確保の内容	児童養護施設 (委託事業)	14	14	14	14	14

(4) 地域子育て支援拠点事業

(単位：人回／年)

0～2歳		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		1,200	1,128	1,116	1,092	1,068
確保の内容	こども園(委託) 及び町(直営)	1,200	1,128	1,116	1,092	1,068

(5) 一時預かり事業

①幼稚園における一時預かり

(単位：人回／年)

3～5歳		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		960	960	960	960	960
確保の内容	こども園	960	960	960	960	960

②その他の一時預かり

(単位：人回／年)

0～5歳		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		411	410	405	396	389
確保の内容	こども園及び 保育所	411	410	405	396	389

(6) 病児・病後保育事業

(単位：人日／年)

0～5歳		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		48	46	44	43	42
確保の方策	広域利用連携	48	46	44	43	42

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

当町にはファミリーサポートセンター事業所がないが、25年度に新庄市の事業所の利用実績が1名あることから、多くはないが利用見込があることを想定し、広域利用連携により方策を確保します。

(単位：人日／年)

0～5歳		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		2	2	2	2	2
確保の方策	広域利用連携	2	2	2	2	2

(8) 利用者支援事業【新規事業】

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援等を円滑に利用できるように、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し支援します。

(単位：ヶ所)

0～5歳		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		0	0	1	1	1
確保の方策	真室川町 (直営)	0	0	1	1	1

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人)

0歳		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		42	42	41	39	37
確保の内容	保健師による訪問	42	42	41	39	37

(10) 養育訪問事業

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		1	1	1	1	1
確保の内容	保健師による訪問	1	1	1	1	1

(11) 妊婦健診事業

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		420	420	410	390	370
確保の内容	保健師による訪問	420	420	410	390	370

4. 教育・保育の一体的提供の推進

町には、平成21年度に認定こども園のたんぽぽこども園が整備されていますが、保護者や地域社会の多様なニーズに柔軟に応えることが出来るよう、各種関係機関との連携を深め、今後も認定こども園制度の積極的な活用を促進しながら、効果的な子育て支援事業が展開できるように努めていく必要があります。

研修事業についても、保育の質の向上研修に町内のこども園や保育所、子育て支援団体の参加で取り組んでおり今後とも充実していく必要があります。

小・中学校へとつながる一体的な「子育て支援」の考えのもと、乳・幼児期における発育・発達の各段階に応じた質の高い教育・保育が提供できるように体制を確保します。

加えて、幼保小連携についても、情報交換の推進や合同研修会を実施するなど今後とも積極的な取り組みを行っていきます。

第6章 放課後子ども総合プランに基づく真室川町行動計画

1. 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化が進む中、日本経済の成長を維持していくためには、女性の力を最大限発揮し、「女性が輝く社会」を実現することが必要です。このため、安全で安心して児童を預けることができる環境を整備する必要があります。

国では、共働き家庭等の「小1の壁^(a)」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するために「放課後子ども総合プラン」を平成26年7月に策定・公表しました。

真室川町においても、次代を担う人材の育成を図るため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所の整備とともに、多様な体験・活動を行うことができるよう、次世代育成支援対策推進法に基づき、放課後子ども総合プランの行動計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく本町行動計画であり、国で定める「放課後子ども総合プラン」に基づき、全ての児童を対象として、これまでの取り組みを継承し、「第5次真室川町総合計画」を基本に据え、「真室川町子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図りながら、真室川町の地域ニーズに即した子育て支援施策の方向性と目標を定めるものです。

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

^(a) 保育所を利用する共働き家庭等において、児童の小学校就学後に学童保育を利用できない、若しくは利用時間が短いため、仕事と育児の両立が困難となること。

4. 現状と確保事業量

(1) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や週末等に小学校の余裕教室、公民館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

【取り組み状況】

(単位：人)

実施主体	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
福祉課	学童クラブ数	2	3	3
	登録児童数	55	77	58
	延べ利用児童数	4,647	6,016	5,131

【量の見込みと確保の内容】－再掲－

(単位：人)

1～3年生		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施施設数		3	3	3	3	3
量の見込み		11	10	9	8	8
確保の内容	学童クラブ	11	10	9	8	8

(単位：人)

4～6年生		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施施設数		3	3	3	3	3
量の見込み		19	17	17	16	16
確保の内容	学童クラブ	19	17	17	16	16

(2) 放課後子ども教室

放課後の子どもたちが活動する場を設け、スポーツ・文化活動・地域住民との交流活動等の実施により、子どもを地域社会の中で、心豊かに健やかに育みます。

【取り組み状況】

(単位：人)

実施主体	年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
教育課	実施施設数	1	1	1
	参加延べ人数	992	1,094	952

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

年 度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施施設数		1	1	3	3	3
量の見込み (延べ人数)		1, 392	1, 248	4, 224	4, 320	4, 560
確保の 内容	町内放課後 子ども教室	1, 392	1, 248	4, 224	4, 320	4, 560

(3) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体型事業、連携型事業

【取り組み状況】

(単位：人)

実施施設／年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
一体型実施施設数	0	0	0
連携型実施施設数	0	0	0

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

年 度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
一体型 事業	量の見込み	0	0	3	3	3
	確保の内容	0	0	3	3	3
連携型 事業	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0

5. 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携・協力体制の推進

放課後児童クラブについて教育委員会所管とし、学校関係者、福祉関係者、地域関係者と協議する会議を持ち、全ての児童が有効に活用できる体制構築を目指します。

6. 一体型事業実施学区及び具体的な方策

平成 29 年度より全学区において、放課後及び休日に小学校活動で使用していない教室、体育館等を活用し、一体型での両事業実施を目指します。

【具体的な方策】

○同一小学校内での放課後児童クラブと放課後子ども教室の共通プログラムの実施

7. 児童の安全・安心な居場所の環境整備

放課後児童クラブ、放課後子ども教室の教室双方のニーズが満たされるよう、共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が、放課後等を安全・安心に過ごせる居場所の環境整備を推進します。

現状の体制を維持しつつ、潜在ニーズが顕著化した場合等には、小学校余裕教室や公共施設等を活用した放課後児童クラブ、放課後子ども教室の新設や統廃合など環境整備の充実を図ります。

第7章 計画の推進

1. 計画の推進体制及び進捗管理

計画の推進にあたっては、こども園・保育所などの子ども・子育て支援事業者、学校、企業、団体、地域と連携を図りながら、様々な意見を聞きながら取り組みます。また、毎年度計画の進捗状況の確認を行い、真室川町子ども・子育て会議において評価を実施します。

加えて、真室川町子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策の見直しや改善を図ります。

2. 計画の周知及び広報活動

計画については、町広報紙やホームページ等を活用して広く周知を図ります。